

第2章

中 国

総論	66
統一的行政、透明性、司法審査	68
輸出税を賦課する措置	70
貿易権（貿易に関する許可制度）	70
内国民待遇	
(1) 半導体に賦課される増価税（付加価値税）の還付に関する制度	71
(2) 輸入車と国産車の併売禁止	71
輸入制限措置	
(1) 中古衣料品の輸入禁止	73
輸出許可・制限	73
(1) コークス輸出規制	74
(2) レアアースの輸出規制	75
関税	
(1) 写真フィルム等に対する関税譲許不履行	77
(2) 完成車特徴認定制度の問題	78
(3) 関税分類問題	79
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	
1. AD措置及び相殺措置に関する国内法制	81
2. AD措置の運用	82
補助金	84
銅製鍊業者に対する増価税還付問題	85
セーフガード	86
貿易関連投資措置	87
基準・認証制度	
(1) 中国強制認証制度（CCC制度）	95
(2) 電子情報製品汚染予防管理方法	96
(3) 有毒化学品輸出入環境管理制度	97
サービス貿易	
(1) 流通（卸売・小売、フランチャイズ）	98
(2) 建設、建築・エンジニアリング	101
(3) 運送	102
(4) 電気通信	103
(5) 金融	105
(6) 郵便・クーリエ	108
知的財産保護制度	
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	110
(2) 周知商標保護	113
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス規制	114
政府調達協定	118

総 論

2001年に中国がWTOに加盟して以来、2006年12月をもって5年が経過した。中国は加盟に伴い、モノ・サービスの貿易、知的財産権保護等の経済活動の様々な側面において、WTO協定（加盟議定書を含む）に基づく義務を負うこととなった。そのため、加盟に向けて、又は加盟議定書に記されたスケジュールに沿って、中国政府は多数の国内法令・規則等の制定・改廃を行い、関税の引下げ、外資参入分野の拡大等、この5年の間に加盟約束の内容を着実に履行してきた。具体的には、関税率引下げの他、小売・損害保険といったサービス分野における外資制限撤廃等、加盟議定書のスケジュールに沿って多くの自由化が図られている。

このように、中国はWTO加盟約束の履行を通して目覚ましい経済発展を続け、今やモノの総輸出額では日本を抜いて、世界第3位の貿易国（WTO事務局作成『International trade statistics 2006』）となっている。

他方で、WTO協定に基づく義務の完全な履行、法的安定性の確保といった観点からは、中国の取組みはまだ十分とは言えない段階にある。具体的には、法令の不透明性、法令細則・基準の不備、法令実施の不徹底、譲許税率を上回る関税賦課、貿易制限措置の恣意的発動等、WTO協定に照らして改善が求められる措置も少なくない。このように中国がWTO加盟時の約束を遵守していないと考えられる事項については、我が国としても積極的に中国に対して改善を求めてきた。まず、我が国等からの指摘を受けて、中国が加盟時から継続していたWTO協定違反の措置を是正した例として、半導体増值税還付問題、銅精錬業者への増值税還付問題、写真フィルム関税問題が挙げられる。また、加

盟後に新規に導入した措置でありながら、我が国からの指摘を受けて撤回したものの例としては、輸入車・国産車の併売禁止問題がある。

他方、現存する課題も多い。特に知的財産権の保護については実体面での法整備は進みつつあるが、刑事訴追基準問題や不十分な取締り等、制度の運用面での改善が強く期待されている。また、中国の補助金についても2006年に加盟5年目にして補助金協定に基づき初めて補助金通報を行い、制度の詳細が明らかになりつつあるものの、当該補助金が補助金協定に整合的か否か十分精査が必要である。その他、完成車特徴認定制度、アンチ・ダンピング措置の運用、中古衣料品の輸入禁止等、WTO協定に違反している可能性がある措置も依然として多数残っているほか、出版物等に係る貿易権の制限や、外資銀行が人民元業務を行うに当たっての現地法人設立義務等、加盟時の段階的自由化も、スケジュールどおりに完全に実施されていない例が見られる。

中国の加盟議定書の下では、関税率は加盟後段階的に削減することされており、サービス貿易の段階的自由化についてもその殆どが加盟後1～5年以内に実施されることとなっている。そのため、加盟後5年を経た現在、中国はもはや加盟約束の履行段階にある新規加盟国という扱いではなく、他の加盟国と同様、義務の完全な遵守を当然に求められる存在になったと言えよう。言い換えれば、他のWTO加盟国同様、中国はWTO協定上の義務をすべて遵守する責任を有している。その認識は各国にも共有されており、2006年10月には、完成車特徴認定制度について、米国、EU、カナダの要請に基づき、中国関係の案件としては初めてWTO紛争処理パネルが設置された。また、2007年2月には、米国が中国の輸出補助金等について、WTO紛争解決手続に基づく協議要請を行っている。中

国の違反事例に対して、WTO協定の規定する権利・義務に基づいて是正を求めることは、外 国企業が置かれている不公正な事業環境の改善に資するのみならず、協定の実効性を担保し、また、通商案件をいたずらに政治問題化せずに解決するためにも重要である。その意味において、写真フィルム関税問題において、WTO協定に則って解決策を探った日中両国のアプローチは評価に値するであろう。

また、近年の傾向として、電子情報製品汚染予防管理方法の策定や、有毒化学品輸出入環境管理制度の対象物質拡大等、安全確保を目的とした規制が相次いで導入されているが、細則・基準の明瞭性、内国民待遇の確保という観点か

ら大きな懸念が存在する。また、外国アニメの放送規制や製造業の対中投資を制限する動き等、WTO協定の規律が及ばない部分での内外差別も次第に顕著になっている。

我が国としては、WTO協定上の権利・義務に則った主張を原則としつつ、こうしたWTO協定が規律していない分野に関する規制についても、その制定過程と内容が透明で公平かつ公正なものとなるよう、中国側に善処を求める必要がある。また、投資に係る法的安定性、予見可能性の確保については、日中韓投資協定の締結によって大きな前進が見られることが期待される。

＜我が国の指摘により概ね問題が解消した主な事例＞

加盟時の約束状況と協定遵守状況	
輸入車と国産車の併売禁止	中国国内における自動車販売に関し、国産車販売店における輸入車の販売及び輸入車販売店における国産車の販売を禁止する旨の規定が、2003年6月時点での自動車産業政策の案に盛り込まれていた。輸入車と国産車の併売が禁止される措置が行われると、多くのディーラーが国産車の販売を選択することにより輸入車の販売が事実上不利な待遇を強いられる可能性があり、GATT第3条第4項(内国民待遇)の規定に違反することになるものと考えられることから、我が国は、中国との二国間協議等において問題点を指摘してきた。その結果、中国商務部から「併売の禁止はしない。」等の回答があり、2005年8月10日付けで商務部から公布された「自動車商取引政策」等にも、輸入車と国産車の併売禁止規定は明文上盛り込まれなかった。
半導体に賦課される増税（付加価値税）の還付に関する制度	中国政府は、WTO加盟時より租税や課徴金等の措置につきWTO協定に全面的に整合的とすることを確認していたが、半導体製品に対する増税に関しては、国内生産半導体についてのみ国内の生産者に増税の還付を行っていた。 本措置については、事実上輸入品が国産品より高い税を賦課されているため内国民待遇(GATT第3条2項)違反の可能性があり、2004年3月に米国はWTO紛争手続き上の協議要請を行った。同年4月には米中二国間協議が開催され、我が国も第三国参加を行った。その後、同年7月14日に、これ以降は新たな企業を増税還付の対象として認定しないこと、2005年4月1日以降は還付を行わない旨の公示を行うこと等について米中両国が合意に至った旨の通報がWTOになされ、同年9月12日、当該公示が行われた。

写真フィルム関税問題	<p>中国はWTO加盟に際して物品の関税譲許を行った際に、写真感光材料の一部について、中国政府は、WTO加盟時に約束した譲許税率を適用せずに、譲許税率よりも相当高い水準の従量税を賦課していた。我が国は、一連の二国間協議や中国TRM等において、本件のWTO協定上の問題点を指摘し中国側にWTO上の義務の履行を求めた。</p> <p>その結果、2006年及び2007年の関税率改正により、従量税は引き続き維持されているものの、殆どの品目の税率が譲許税率相当まで引き下げられた。</p>
銅精錬業者に対する増增值税還付問題	<p>中国は、国内銅製錬業者に対して、輸入銅精鉱に係る増增值税の一部を還付する制度を有していたが、補助金協定に基づくWTOへの通報がなされていなかったために詳細が不明であり、我が国の銅製錬業者の間では、銅鉱石の高値買いによって世界市場価格の高騰を助長するとして懸念が広がっていた。</p> <p>我が国は二国間協議等において、本制度について懸念を表明していたところ、中国側から「これまで当該措置を延長してきたが、2005年12月31日をもって延長措置は行わないと決定した」「銅の増增值税管理は他の貨物と全く同じになっており、輸入増增值税の還付問題自体が存在しない」との回答を得た。</p>

統一的行政、透明性、司法審査

[加盟に伴う約束]

中国は、GATT第10条、GATS第6条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においてもWTO上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS又は外国為替管理に関する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他のWTO加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束している。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]

中国に進出した日系企業の間では、従来から、

すべての貿易関連政策・措置に共通する課題として、政策・措置の透明性を高め、統一的かつ公平に実施することを求める意見が非常に多く見られたところであり、中国の上記約束が的確に履行されることが強く期待される。

(1) 透明性

透明性に関しては、従来公表されない法令も多く、公表されるものについても、特に地方レベルの規則について入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

中国は、最近、法令の官報やインターネットを通じた公表の積極化、旧対外貿易経済合作部(現商務部)における「世貿組織通報諮詢局(世界貿易機関通報照会局)」を設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。

しかしながら、政府が外資企業に影響する法律、法規及び関連措置を公布する前の、関係外資企業等からのパブリックコメント募集は不十分であり、また、たとえ意見募集がされていて

も、その意見聴取期間が短かったり、周知が徹底していなかったりすることなどが見受けられる。

また、最近では次のような問題も顕在化している。

①上海嘉定区立ち退き問題

2006年10月、上海嘉定区から当該地域の企業に対し、嘉定新城計画実施のための立ち退き通知が発出された。嘉定区では、2004年に嘉定新城発展有限公司が設立されるなど、以前から同計画実施に向けた動きが見られたが、かかる説明もなく将来立ち退きとなる可能性のある地域に企業誘致を進めていた。

②輸出増增值税還付率変動、輸出入に係る暫定関税改定

中国の輸出時の増增值税還付については、還付率の調整が頻繁になされているが、特に2006年9月14日に公布された通達では、10数%あった還付率が段階を踏まず撤廃され、翌15日に施行された。また、輸出関税の賦課についても同様に、2006年10月27日公布、11月1日施行とされた。

こうした規制・措置の急激な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。我が国も2006年12月の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

(2) 統一的行政

統一的行政に関しては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈、選択的な条例の適用が外資

企業にとっては、複数の地域で事業展開を実施する際の障壁となっている。なお、中央と地方の行政統一性に関連し、政令を効果的に実施するべく、ここ数年、中央政府は一部の重要な行政部門の管理権を中央に引き上げ始めた。その結果、税関、税務、工商、金融、品質監督、国土資源などの部門が既に中央からの管理に移行し、さらに会計監査と環境保全などの行政部門も、今後3年以内に中央からの管理に移行する見通しである。

しかしながら、2006年8月に上海にて摘発された、地方政府が中央政府の指令をよそに、社会保障基金を無断で不動産と有料道路などの高リスク分野の投資に流用したケース、いわゆる「社会保障ファンズ・スキャンダル」が挙げられる。

同レベルの行政部門間の不統一も、中国において普遍的に存在している。例えば、『建築法』(1998年)と国务院による建設部への『三定方案』(1998年。人事と職責を規定する文書)では、建築業企業の資質要件は建設部によって統一的に管理される事項となっているが、交通部、水利部、信息産業部等はそれぞれ別途基準を定めて、建設部に認められた資質要件を満たした建築業企業に対して、別の資質要件を要求するなど、市場参入に制限を設けている。

それらの行政部門で資質を取得していない建築業企業に対しては、たとえ建設部が発給する合法的な資質証明書を持っていても、施工工事の入札への参加が禁止されている。

(3) 司法審査

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ(「アンチ・ダンピング条例」、「專利法」等)、また、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として、中国国際経済貿易仲裁委員会

(CIETAC) を設置するなど制度整備面では改善が見られるが、中国の司法判断の中立性・的確性、司法あるいは仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟 WPにおいても加盟国側から強い懸念が示されていたところであり、今後の実態を注視する必要がある。

輸出税を賦課する措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO 加盟議定書第 11 条第 3 項において、附属書 6 に掲げられた產品に課税する場合又は GATT 第 8 条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税及び課徴金をすべて廃止するとしている。

[実施状況・問題点]

中国は、2006 年 11 月 1 日に輸出税暫定税率調整表を施行したが、同表に掲載されている 110 品目のうち、加盟議定書第 11 条第 3 項による輸出税禁止に対する例外リストである附属書 6 に記載があるのは 13 品目（フェロマンガン、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等）のみで、殆どが同附属書に掲載されておらず今次新たに設定された輸出税である。そのため、本措置は加盟議定書第 11 条第 3 項に違反している可能性がある。

貿易権（貿易に関する許可制度）

[加盟に伴う約束]

貿易権は、中国政府の許可により付与されるモノの貿易を行う権利であるが、これまで一部の中国企業に限定されており、外国企業が貿易を行うことは原則禁止となっていた。中国は、

加盟後 3 年以内に、すべての中国国内の企業（外資企業を含む。）に対して、貿易権の取得を認めることを約束している。ただし、国家貿易品目として一部例外品目があり、穀物、植物油、綿、砂糖、タバコ、原油、製油、化学肥料がその対象となっている。

加盟から 3 年間の経過期間中については、① 加盟時に、中国企業及び外資企業に対する貿易権の取得又は維持の基準として、輸出実績、貿易均衡、外貨均衡及び過去の輸出入等の経験を要件から撤廃する、② 内資 100 % 企業については、貿易権取得に係る最低登録資本要件を、1 年目は 500 万元、2 年目は 300 万元、3 年目は 100 万元に引き下げ、かつ経過期間終了時に審査・承認制度を撤廃する、③ 外資企業については、加盟 1 年後に外国資本がマイノリティである合弁企業に対して完全な貿易権（full rights to trade）を付与し、加盟 2 年後に外国資本がマジョリティである合弁企業に対して完全な貿易権を付与し、最終的には加盟後 3 年以内に、中国におけるすべての企業に対して貿易権を付与する（外資企業は、輸出入を行うために、特定の企業形態や独立の企業主体を設けることを求められず、かつ、流通に係る新たな営業許可も求められない。）と約束している。

なお、中国は、貿易権は輸入者に対して中国国内で物品を流通することを当然に許すものではなく、流通に関しては別途サービス約束表における流通サービスに関する約束に沿った規制が可能である旨を述べている。

[実施状況・問題点]

2004 年 7 月、中国は対外貿易に関する最上法規である「対外貿易法」を 10 年ぶりに改正し、施行した。この改正対外貿易法は WTO 加盟約束に従ったものとなっており、これまで貿易業務に従事する場合、国務院の許可を得る必要が

あったが、WTO 加盟後 3 年以内に对外貿易権の審査承認制度を段階的に廃止とした加盟議定書の約束に基づき、貨物・技術輸出入時の外国貿易経営権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなった。

しかしながら、引き続き出版物等(本、新聞、雑誌、音響映像製品等)の輸入は、国務院出版管理条例等に基づき、国務院の承認を得た国有企业に限って行うことができるとしている。中国の加盟議定書第 5 条では、①加盟後 3 年以内に中国国内のすべての企業に対して、(一部農産品等を除く) すべての物品に係る貿易権を付与すること②すべての外国人及び外国企業に対して、中国国内の企業と比較して不利でない待遇を付与することを約束しており、本規制は加盟約束に照らし問題があると考えられる。今後とも、貿易権に係る加盟約束の履行状況については注視していく必要がある。

内国民待遇

[加盟に伴う約束]

内国民待遇について、中国は、GATT 第 3 条、GATS 第 17 条等の規定に服することとなるほか、加盟議定書等において、外国企業、外国人及び外国投資企業に対して、生産に必要なモノ・サービスの調達、製品の製造・販売に関する条件、政府や国有企業等の提供する運輸・エネルギー・通信等公共サービスの料金や利用可能性等について、内国企業・人よりも不利でない待遇を与える旨を具体的に約束している。

[実施状況・問題点]

これまで中国では、各種許可制度等に関して、輸入品、輸入品を扱う事業者、外資系事業者等

に対する差別的な取扱いが広範に見られたところであり、上記約束に従ってその是正をおこなうことが必要である。

また、各地方政府では、全部で 19 万件以上の地方法規、地方政府規則とその他の政策措置を整理し、また WTO 協定及び中国の WTO 加盟時の約束事項に鑑みてそれぞれ改正と廃止を行っているとの報告があるが、未だに中央の規定に適合しない規制は引き続き残存している。

(1) 半導体に賦課される増価税（付加価値税）の還付に関する制度

(第II部第 2 章「内国民待遇」2. 主要ケース参照)

(2) 輸入車と国産車の併売禁止

(第II部第 2 章「内国民待遇」2. 主要ケース参照)

輸入制限措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO 協定に整合しない輸入制限措置（輸入割当、輸入許可、公開入札）を 2005 年までに撤廃し、かつ新たに導入しないことを約束し、既存措置の品目毎の撤廃スケジュールを加盟議定書付属書 3 に示している。例えば、自動車の輸入数量制限は 2005 年までに廃止し、それまでの間、輸入割当額は初年度の 60 億ドル（中国が自動車に関する産業政策を導入する前の水準）から年率 15 % の割合で拡大される。また、経過期間における輸入割当・許可の運用について、簡素で透明な手続を整備することを約束した。

(主要品目の輸入割当・輸入許可撤廃スケジュール)

主要品目	加盟時の割当金額	年増加率	撤廃期限
二輪車及び同主要部品	2億8,600万ドル	15%	2004年（注1）
自動車及び同主要部品	60億ドル（注2）	15%（注2）	2005年
エアコン	2億8,300万ドル	15%	2002年
ビデオカメラ等	2億9,300万ドル	15%	2002年
カメラ	1,400万ドル	15%	2003年
腕時計	3,300万ドル	15%	2003年

（注1）二輪車用エンジンについては2003年。

（注2）金額・増加率には完成車の他、ボディやエンジン等部品が含まれる。

[実施状況・問題点]

輸入制限措置について、上記約束に従って撤廃に向けた枠の拡大を行うとともに、撤廃までの間、割当や許可が透明、公平かつ合理的方法により実施されることが必要である。

2002年1月1日より中国は、「2002年輸入許可証管理商品目録」、「2002年輸入制限機電製品目録」を適用。その中で、加盟約束に従って、輸入制限対象品目の削減が行われており、中には約束期限を前倒して廃止されている品目も見受けられた。2003年1月1日から適用になる上記目録においても約束に従った対象品目の削減が行われており、この中でもオートバイ関連品目が前倒しで廃止されている（議定書付属書3の約束では、2004年廃止であった。）。さらに、2005年1月1日から、予定通り自動車の輸入割当制度が撤廃される等、輸入制限措置の撤廃は、全体として、約束に従って着実に実施されてきている。輸入許可証管理施行対象商品については、2005年1月1日より、監視化学品、易毒性化学品、オゾン層消耗物質の3種類83品目となり、2006年も特に変更はなされていない。なお、輸入機械電気製品への数量制限については、2005年1月1日より機械電気製品35品目の輸入割当管理が撤廃されたことに伴い、現在では全て撤廃されている。

しかしながら、中国は、「対外貿易法」第16条で、①国家安全・公共利益の保障及び公共道徳の順守、②人の健康・安全及び動植物の生命・健康並びに環境の保護、③金又は銀の輸出入関連措置の実施、④国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、⑤輸出先の国・地域の市場容量制限、⑥輸出経営秩序における著しい混乱の発生、⑦国内特定産業の確立又は確立の促進、⑧あらゆる形式の農業・牧畜業・漁業の產品、⑨国の国際金融上の地位・国際取引バランスの維持、⑩法律・行政法規の施行、⑪国際協定上の義務の履行という観点から、広範な品目を対象に輸入禁止措置を実施している。これら禁止品目は、それぞれの規制目的別に第1～6次までの「輸入禁止貨物目録」として公布・施行されている。本規定はGATT第20条（一般的例外）、第21条（安全保障のための例外）に概ね整合的なものと考えられる。しかし、「中古機電製品輸入禁止目録」に掲げられる品目を見ると、電子ゲーム機器等、規制目的に照らし、疑義のある品目が含まれており、GATTの例外規定との整合性を検証していく必要がある。

(1) 中古衣料品の輸入禁止

＜措置の概要＞

中国政府は、1985年、対外経済貿易部通達により一律に中古衣料品輸入を禁止していたところ、WTO加盟後の2002年7月3日に中華人民共和国貨物輸出入管理条例に基づく輸入禁止貨物目録中（第4次）に「中古衣料」が追加され、上記禁止措置が法制度上、改めて明確化された。

＜国際ルール上の問題点＞

本措置は、產品の輸入について設けられた「関税その他課徴金以外の」禁止又は制限であり、GATT第11条で禁止されている数量制限に該当する。中国政府は、数量制限に該当することは否定しないものの、GATT第20条に定められた一般的例外のうち、(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に当たり、正当化されると主張している。しかしながら、中古衣料品を一律に輸入禁止とすることがなぜ健康等の保護に必要で、それが他により制限的でない措置によって達成できないことか（先例上「必要」であるための判断基準）について、十分に説明がなされていない。そのため、一律に輸入禁止を行うことは、GATT第20条によって正当化することはできない違法な措置であると考えられる。

＜最近の動き＞

我が国としては、2003年4月に開催された中国商務部との定期協議や、2005年11月に開催された日中纖維対話等、政府間交渉の場において、「GATT第11条に違反する可能性が高く、また中国消費者の利益も損なう措置であり、廃止すべき」と数次にわたり申し入れを行っている。また、2005年9月の市場アクセス（MA）委員会でのTRMにおいて、本問題を取り上げ、協定整合性に係る問題点を指摘している。

我が国からの指摘に対し、中国側は、纖維を含むあらゆる製品の中古品に関する国内法規を整備し、その後、対外貿易に関する中古品の取扱いについて整備して行く方向である旨の回答を、日中纖維対話の場で行った。しかし、2006年9月の同対話では、中国では古着を着用する習慣が無いこともあり、現在のところ中古衣料に関する国内法規を制定する段階にない旨の説明が中国側からなされた。また同年10月のMA委員会でのTRMにおいても本問題を取り上げたが、具体的な回答は得られなかった。本件については、引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に申し入れを行っていく必要がある。

輸出許可・制限

〔加盟に伴う約束〕

これまで中国においては、①国家安全保障、公共利益の維持、②国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、③国際協定上の輸出管理義務といった理由から、広範な品目を対象に輸出許可・制限措置がとられていた。加盟交渉のプロセスにおいて一部加盟国から、同措置はGATT第11条（数量制限の一般的廃止）及び20条（一般的例外）との整合性が確保される必要があり、特にタンクステン鉱石、希土類（レアアース）、螢石等、加工製造の原材料・中間製品に対する措置について懸念が表明された。これに対し中国は、加盟日より、WTOルールを遵守し、輸出・許可制限措置はガット規定により、正当化される場合にのみ適用する旨約束した。

〔実施状況・問題点〕

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商

品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計 54 種類の商品及び同許可証発行機関が規定された。その後、上記の目録は「2003 年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の施行により廃止され、輸出許可制度の対象となる商品は 52 種類に調整され、「2006 年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」では 46 種類となっている。また、同じく 2002 年 1 月 1 日に施行された「貨物輸出入管理条例」、「輸出商品割当管理規則」及び 2005 年 1 月 1 日より施行された「貨物輸出許可証管理弁法」には、輸出許可・制限を実施する条件が規定されており、GATT 上の一般的例外条件を反映した内容となっている。

しかし、WTO 加盟後も引き続き行われている原材料・中間製品に対する輸出許可・制限に關し、GATT 第 20 条(g)で有限天然資源保存のための例外措置が認められる場合の前提条件となる「国内生産または消費に関する制限」が中国国内で実施されているか不透明な部分があり、引き続き、WTO 協定との整合性を注視していく必要がある。

(1) コークス輸出規制

＜措置の概要＞

中国政府は、コークスの輸出に関し、ライセンス制度による輸出管理を実施しているが、2003 年の輸出ライセンス発給実績 1,300 万トンに対し、2004 年は 3 月中旬まで 233 万トン分しか発給しなかったため、輸出ライセンス不足が発生し、ひいては輸出ライセンスにプレミアムがつく等の問題も発生し、コークスの価格高騰が誘発された。その後中国政府は 3 月下旬に 540 万トン（プラス 40~60 万トン）を追加発給し、さらにその後、日本や EU から WTO 協定上違反の疑義がある等の指摘を受け、7 月下旬

に 400 万トンの追加発給を行った。これにより 2004 年の発給量は約 1,200 万トンとなった。その後の発給量は、2005 年と 2006 年のいずれも約 1,400 万トンとなっている。

なお、中国政府は、環境に悪影響を与える生産設備の閉鎖などの規制をしているが、国内コークス生産量は、この 5 年間で倍増している（2002 年の生産量は 1.13 億トンに対し、2006 年は 2.26 億トンに増加）。

＜国際ルール上の問題点＞

中国政府はコークスの輸出管理について、GATT 第 20 条(g)の「有限天然資源の保護」を目的とするものと説明しているところ、当該規定は、数量制限措置の禁止を含め GATT 上の義務の例外として輸出管理を認めてはいるが、同時に「国内の生産または消費に対する制限」を行う必要がある旨を定めている。本件については、中国国内における生産規制が行われていると説明されているが、消費に対する制限は実施されていないことや中国内の総生産量自体は増加していること等から、GATT 第 11 条及び第 20 条(g)との整合性につき疑義がある。

＜最近の動き＞

2006 年 7 月の日中経済パートナーシップ協議、同年 10 月の市場アクセス委員会及び 11 月の物品理事会での TRM において、我が国は WTO 協定整合性に関する質問を提示したが、中国側は昨年と同様に、環境保護及びエネルギー保存のために必要な措置であり国内規制も実施しているため GATT 第 20 条で正当化される旨の主張を繰り返した。また、2006 年 12 月の日中経済パートナーシップ協議においても、我が国はノンペーパーにて WTO 協定整合性の疑義及び輸出ライセンス制度の廃止を求めた。

(2) レアアースの輸出規制

＜措置の概要＞

中国政府は、レアアースの輸出に関し、ライセンス制度による輸出管理を実施している。輸出ライセンスの発給実績は、2001年は約57,000トンであったが、2005年は約49,000トン、2006年には約45,000トンと減少を続けていた。

レアアースは、自動車やIT関連製品等の高付加価値製品を構成する部品の製造等に重要な役割を占めており、これに対する世界の需要は今後増加することが予想される。

中国は世界のレアアース生産量の約93%を占めており、我が国も国内需要の約9割を中国からの輸入に依存している。中国が今後もレアアースの輸出規制を維持・強化すれば、国内のレアアース供給が不足する事態も懸念される。

＜国際ルール上の問題点＞

GATT第20条(g)で有限天然資源保存のための例外措置が認められる場合の前提条件となる「国内生産または消費に関する制限」について、中国国内で実施されているかどうか不透明な部分があり、GATT第11条及び第20条(g)との整合性につき疑義がある。

＜最近の動き＞

2006年4月の商務部との定期協議、同7月の日中経済パートナーシップ協議の場で、我が国からライセンス制度による輸出管理の廃止を求めた。これに対し中国側からは、輸出管理の主な目的は資源と環境の保護であり、また、同制度については毎年WTOに通報しているWTO協定整合的な措置である旨の回答があった。

関 稅

【加盟に伴う約束】

中国は、加盟に当たって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会(WP)における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引下げを内容とする譲許表を提出している。

かつての中国は、計画経済の下ですべての貿易を国家が独占的に行っていたことから、関税率の引下げの意義は大きくなともいえた。しかし現在の中国においては、「社会主义市場経済」原則の下、貿易に対する国家介入の度合いは着実に減少しており、また、中国は加盟に当たり輸入数量制限の原則的廃止、国家貿易についてWTO原則に従うこと等を約束していることから、今後は関税が輸入規制の主たる手段となることになり、関税引き下げの意義は大きいと考えられる。

中国の譲許表の概要は「別表」のとおりである。

中国は全譲許品目(7,151品目)の関税率の引き下げを約束しており、単純平均では加盟時(2001年)の13.6%から最終年(2010年)には9.8%に、うち農産品(977品目)については19.3%から15.0%に、鉱工業品(6,174品目)については12.7%から8.9%に、ライン・バイ・ラインで引き下げる予定である。なお、中国は、ITA(Information Technology Agreement:情報技術協定)に2003年4月より参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション(注)の水準に引き下げるることを約束している。

(注) 化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品(原則HS28~39類)に係る関税引き下げ(最終的な引き下げレート0~6.5%)

(別表) 中国のWTO加盟に伴う関税(譲許)率引き下げスケジュール

	1998年時点	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2006.7.1	2010.1.1
全品品(7,151品目)	17.5	13.6	12.5	11.4	10.6	10.1	10.0	10.0	9.8
農産品(977品目)	22.7	19.3	18.7	17.5	16.3	16.1	15.7	15.7	15.0
鉱工業品(6,174品目)	16.6	12.7	11.5	10.5	9.7	9.2	9.2	9.2	8.9
主要な工業製品									
(家電)									
エアコン／窓・壁取付型	25.0	21.0	19.0	17.0	15.0				
／自動車用	40.0	33.3	30.0	26.7	23.3	20.0			
冷蔵庫(容量500L)	30.0	24.0	21.0	18.0	15.0				
掃除機	35.0	26.7	22.5	18.3	14.2	10.0			
カラTV	35.0	31.7	30.0						
(一般機械)									
フォークリフト	18.0	14.4	12.6	10.8	9.0				
印刷機械(製版機等)	16.0	12.5	10.8	9.0					
(IT関連)									
コンピュータ	25.0	16.7	12.5	8.3	4.2	0			
自動データ処理機械	9.0	3.0	0						
携帯用デジタル処理機械	15.0	7.5	3.8	0					
ディスプレイ、印刷機	15.0	7.5	3.8	0					
キーボード、マウス	12.0	6.0	3.0	0					
ファックス機	12.0	6.0	3.0	0					
複写機	22.0	17.0	14.8	12.4	10.0				
(自動車)									
バス／30人以上	50.0	41.7	37.5	33.3	29.2	25.0			
／29人以下	70.0	55.0	47.5	40.0	32.5	25.0			
乗用車	100～80.0	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	
トラック／5t未満	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			
乗用車用シャーシ	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	
乗用車用車体	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	
(オートバイ)									
オートバイ(250cc未満)	60.0	52.25	48.75	45.0					
同部品	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				
(精密機械)									
カメラ	25.0	21.7	20.0						

注：譲許表の実施期間は、殆どの品目について2006年7月1日までとされている。

(参考) 2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。

・テレフタル酸、一部の染料、一部の化粧品、ポリエチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ポリエステル・ポリエーテル、ポリアミド、ポリウレタン、プラスティック屑、一部のプラスティック製チューブ、一部のプラスティック製板、シートについては、2008年1月1日まで。

・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

について、日・米・EU等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

[実施状況・問題点]

中国は、2002年1月1日から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5,300を超える品目について関税率を引き下げた。単純平均では12%になり、うち鉱工業品は11.6%、農産品が15.8%、水産品は14.3%になる。

また、ITA関連のおよそ300品目の関税率は5%（うち100品目強は0%）程度に引き下げられた。しかし、写真用フィルム（最高47%）、オートバイ（最高45%）、プロジェクター（最高30%）等一部品目において、高い最終譲許税率が存在している。

関税率の引き下げは、概ね譲許表に従って実施されていたが、中国は全品目を従価税で譲許したにも拘らず、実行税率で譲許税率より高い従量税を適用している品目があり、是正が求められていた（写真フィルムに関する詳細は後述。）。

2007年1月1日、加盟後6回目の関税率表の見直しが行われた。中国は既にWTO加盟時の関税引き下げ義務の大部分を履行しており、2007年の関税率の引き下げ幅・引き下げ品目数は例年に比べ低下している。最終実施年となる今回も概ね約束通りの引き下げが行われたが、譲許税率より高い従量税を適用している問題は、未だ解消されておらず、早急な是正が必要である。

また、中国が加盟に際して約束したITAへの参加については、ITA委員会においてその参加審査が行われていたが、ITA税率の適用を受けるには、中国の財政部、信息産業部からのエンドユース証明取得が義務づけられることに対し、一部の加盟国が、強い懸念を表明したこともあり、その加盟は、実現していなかった。しかし、2003年1月、中国が本制度を見直し、他の国と同様に、各税関がエンドユースを確認の上、ITA税率適用の可否を判断するという方式に切り替えたことから、2003年4月、中国のITAへの参加が承認された。

(1) 写真フィルム等に対する関税譲許不履行

＜措置の概要＞

中国はWTO加盟に際して、物品の関税譲許を行った際に、写真感光材料HS37類については、2002年時点で、従価税で0～53.5%の税率を約束していた。しかし、これら写真感光材料のうち、約半数に相当する37品目(一般的な写真フィルムを含む)については、中国政府は、WTO加盟時に約束した譲許税率を適用せずに、2002年時点で1m²当たり9～170元の従量税を課していた。また、上記従量税率を従価税率に換算すると譲許税率よりも相当高い水準(例えば35mmカラーネガフィルムについては、2002年時点で譲許税率42%であるところ従価税換算で190%超の従量税を課していた)になっていた。

かかる状況の下で、我が国は、2002年以降、経済産業省・対外貿易経済合作部(MOFTEC)次官級定期協議やAPEC貿易大臣会合の際のバイ会談をはじめとする二国間協議、WTO市場アクセス委員会の場における中国TRM等において、本件の問題点を指摘し中国側にWTO上の義務の履行を求めた。

その後、2002年10月1日には、ドライフィルムレジスト2品目につき、2002年末までの暫定措置として関税率引き下げが行われたほか、2003年以降、毎年の関税改正において関税率の引き下げが行われたが、これら数次にわたる関税改正においても、依然として譲許税率と比較して著しく高い従量税が維持され、明らかな関税譲許違反の状態が継続した。

2005年1月の関税改正においても、いくつかの品目で関税率引き下げが行われたものの、依然として問題となっている品目について譲許税率と比較すると著しく高い従量税(2.1～128.6元/m²)が維持された。例えば、譲許税率が24%となる35mmカラーネガフィルムについては、120元/m²から96元/m²に引き下げられたが、従価税に換算した場合、依然として譲許税率の2.6倍程度の高い税率が維持された状態となっていた。

これを踏まえ、同年4月の中国商務部との次官級定期協議、8月の日中専門家協議、10月の中国TRM等で本件を提起し、10月及び11月には北京において次長級の協議を開催し、本件のWTO協定上の問題点について具体的に指摘するとともに、措置の是正を強く申し入れた。

その結果、2006年1月に公表された関税率改正により、従量税は維持されたものの、殆どの品目において、従価税に換算した場合の税率は中国が約束した譲許税率に近い率まで引き下げられた。例えば、35mmカラーネガフィルムについては、96元/m²から30元/m²となった。しかし、一部品目では中国が約束した従価税率の2倍以上に相当する従量税が引き続き賦課されていた。

＜国際ルール上の問題点＞

このような関税率の設定は、GATT第2条の「各締約国は、他の締約国の通商に対し、この

協定に付属する該当の譲許表の該当の部に定める待遇より不利でない待遇を供与するものとする。」との規定に違反している。

＜最近の動き＞

2006年7月に北京で開催された日中経済パートナーシップ協議や同年10月のWTO市場アクセス委員会における中国TRMにおいて改めて協議・指摘を行うとともに、同年11月には在北京日本大使館から財政部関税司及び商務部世界貿易組織司に対して同問題の是正を文書で申し入れた。

その結果、2007年関税率改正により、従量税は依然として維持されているものの、写真フィルム8品目について見直しが行われ、譲許税率相当まで税率が引き下げられた（例えば、印刷用フィルム半製品（HS 37024229）の従量税は、3.7元／m²から1.6元／m²に改められている。）。

（2）完成車特徴認定制度の問題

＜措置の概要＞

2004年6月、中国は「自動車産業発展政策」を公布し、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合、具体的には以下の3つの条件のいずれかに該当する場合には、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、自動車部品の関税率10%（2006年7月1日時点における最終譲許税率）ではなく、完成車の関税率25%（同最終譲許税率）を適用することを定めた。

- ① ノックダウン部品を輸入する場合
- ② 特定の組立部品（車体、エンジン等）を組み合わせて輸入する場合
- ③ 輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合

我が国は、2004年10月のWTO市場アクセス委員会等において、当該制度はWTO協定違反及びWTO加盟時の約束内容に反している可能性があることから、中国に対し当該制度を導入しないよう求めた。しかし、2005年4月、中国は「完成車特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法」を施行し、このようなノックダウン部品を輸入する場合等は、完成車関税を賦課する旨を明らかにした。

そのため、我が国は、経済産業省と商務部との定期協議（2005年4月21日）、WTO市場アクセス委員会（10月）、WTO物品理事会（11月）及び「日中経済パートナーシップ協議」（12月1日）の各機会に、中国（商務部）に対し、「完成車特徴認定制度」がWTO協定に違反しているのではないかとの懸念を表明し、改善を求めるが、中国側はいずれの機会においても「WTO協定違反に該当するとは考えていない」旨、回答するのみに留まった。

＜国際ルール上の問題点＞

当該制度のWTO協定整合性については、まずエンジン、ボディ等部品に対して、自動車部品よりも高い税率で譲許されている完成車の関税率が適用された場合には、GATT第2条（譲許表）に違反する疑いがある。

また「中国のWTO加盟に関する作業部会報告書」第93パラグラフ（「中国においては、自動車の完全ノックダウン（CKD）部品又は自動車のセミノックダウン（SKD）部品を対象とする関税項目はないことを確認し、中国が当該関税項目を創設する場合、関税率は10%（最終譲許税率）を超えないものとする。」）に照らしても、「完成車特徴認定制度」はWTO加盟時に中国が約束した内容に反している疑いがある。

さらに、輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となった場合に完成車並み

の関税を賦課される措置については、ローカルコンテンツ要求に該当する可能性があることから、GATT 第3条(内国の課税及び規則に関する内国民待遇)及びTRIMs協定に違反する疑いがある。

なお、「中国のWTO加盟に関する作業部会報告書」第203パラグラフにおいては、中国は「TRIMs協定第5条(経過措置)を利用することなく、同協定を完全に遵守し、現地調達要求を撤廃する」と約束している。

＜最近の動き＞

本件については、我が国のほかにも、米国、EU、カナダが高い関心を有しており、2006年3月及び4月には、当該3ヵ国が中国に対してWTO紛争解決手続に則り協議要請を行い、同年5月に同協議が開催された。我が国も同協議に第三国として参加するとともに、本件問題についてWTO外で非公式な二国間協議を二度にわたり開催したほか、日中経済パートナーシップ協議(同年7月、12月)、WTO市場アクセス委員会(同年10月)及びWTO物品理事会(同年11月)の各機会に問題解決へ向けて中国政府と協議を継続している。

これらの働きかけを受け、2006年7月5日、中国は“Customs General Administration Joint Bulletin No.38”を発表し、当該制度の③(輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合)に係る措置を2008年7月1日まで延期することを明らかにした。しかし施行が延期されたとしても、完全な廃止がなされず、一時延期の状態が続くことは、自動車製造事業者に対し、2008年までに現地調達率を引き上げるよう不当な圧力をかけるものであり、我が国としては引き続き、当該措置の完全な廃止がなされるよう中国側に求めている。

なお、我が国同様、上記延期措置に納得しな

かった米国、EU、カナダは、本件についてパネルの設置を要請し、同年10月に開催されたDSB会合においてパネル設置が承認された。我が国は同パネルに第三国として参加しており、引き続き改善を求めていく必要がある。

(3) 関税分類問題

＜措置の概要＞

中国では、税関本部の下部組織として42の税関管区があり、登録輸入業者は約15万社あると言われているが、中国税関運用上の問題点として、これら多くの輸入業者が各税関管区に関税分類の申請を行うため、同一商品であってもそれぞれの管区で異なる分類がなされる問題がある。

また、同一管区においても、担当官から口頭にて輸入業者に伝えられた関税分類が後日突如変更され、高関税を課される運用上の問題も存在する。例えば、中国に輸出しているAV機器の輸入関税が、上海の地方税関管区で無税であったものが、同税関内の別組織による調査後30%の関税が課された事例がある。また、税額が文書に掲げる指示でないため抗弁も不可能であった。

中国の関税分類制度には、輸入者等の申請に基づき税関当局が当該輸入商品の関税分類を決定し事前に書面にて輸入者に通知する「行政裁定制度」(Administrative Ruling)及び「事前決定制度」(Advance Decision)があるものの、両者とも制度及び運用上問題がある。

行政裁定制度は、税関に登録され貿易権を有する輸入業者が税関に関税分類の事前裁定を申請し、60日以内に輸入業者に書面で結果が通知される制度である。また、その通知は、中国全土に公表されることで規則と同じ法的効力を持ち、すべての輸入業者に適用されるとされている。我が国及び欧米諸国にも同様の制度がある

が、中国においては、税関当局が裁定結果を通知することに消極的であったり、また、当該取引に係る貨物内容を含む詳細情報の機密の保護が制度上担保されていないといった問題がある。

他方、中国の事前決定制度による決定は、特定の税関管区内において、特定の輸入業者及び特定の輸入商品に対して1年間しか有効でないため、輸出先が複数ある場合はそれぞれの管区で手続をし、また、取扱商品や輸入業者を変更する場合或いは1年以上の長期契約を締結する場合にはそのたびに改めて手続をする必要があり、制度上、合理性に欠ける。また、事前決定制度での申請から決定までに要する期間が明文化されていないという制度上の問題があるため、長期間にわたって放置され、何の決定も行われないという事例が存在する。

＜国際ルール上の問題点＞

中国の税関における関税分類の判断が地方管区毎や担当官毎に異なること、行政裁定制度を申請する際に提出する取引に係る貨物内容を含む詳細情報についての機密保護が制度上担保されていないこと、及び事前決定制度による関税分類の決定が1年間しか有効ではなく、かつ、事前決定に要する期間が定められていないことについては、GATT 第10条第3項の(a)「各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない。」との規定に違反している可能性があり、改善が望まれる。

＜最近の動き＞

行政裁定制度は、2002年1月に制度が実施されているが、現在に至るまで利用実績がない。理由としては、我が国の企業を含む全ての輸入業者は、行政裁定の申請を行う際に、貨物及び

取引に係る詳細情報を提出する負担が大きい上に、当該情報の機密の保護が制度上担保されていないからである。更に、本裁定は、恒久的裁定となることから税関当局が裁定結果の発行に慎重となるため、決定通知が発行されないという理由も挙げられ、結果として近年では利用申請はほとんどない状況となっている。中国においても、日米欧と同様に輸入業者が容易かつ広範に利用できるよう、行政裁定の制度及び運用改善に向けた啓発への取組が望まれる。

事前決定については、輸入業者が事前決定の申請を行っても、長期間にわたって放置され、何の決定も行われないという事例が存在する。上述のAV機器の事例では、半年以上放置され、我が国企業は通関に際し必要な多額の保証状（ボンド）の負担を強いられた。

中国全土の税関が電子システムで結ばれ情報交換を円滑にする計画（“Customs H 2000”）があり、一部地域では導入がなされているが、これを契機に同一商品に対する関税分類が全国の税関で一律に適用されることが望まれる。

アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置

〔加盟に伴う約束〕

中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置及び相殺措置に係る規則・手続を AD 協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している。

他方、中国以外の WTO 加盟国が、中国産品について AD 措置又は相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、中国を「非市場経済国」として扱う特例（例：正常価額の算定に関し、第三国の中価格及び生産コストを指標として用いることが可能、補助金を受ける者の利益の算定に関し、中国によ

る供与条件ではなく第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが可能。)が、加盟後 15 年間認められた。

(注)AD 協定は、「調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する」としており(第 18.3 条)、中国についても加盟前の申請に基づく調査等については AD 協定の適用はないとも解されるが、AD 協定第 9.3 条の手続並びに同協定第 9.5 条、第 11.2 条及び第 11.3 条に基づく見直しについては、加盟前の申請に係る措置についても AD 協定が適用されること等が、明示的に約束されている。

[実施状況・問題点]

1. AD 措置及び相殺措置に関する国内法制

中国における AD 措置及び相殺措置に関する

国内法制としては、1997 年 3 月に制定された「アンチ・ダンピング及び反補助金(相殺措置)条例」(以下、「旧条例」という。)があった。中国は、上記約束に沿って、2001 年 11 月に、「アンチ・ダンピング条例」(以下、「AD 条例」という。)及び「反補助金条例」を公布し、2002 年 1 月 1 日から施行した(これに伴い、旧条例は廃止された。)。その後 AD 条例は 2004 年 6 月 1 日を施行日とする改正を経て、全 59 条の条文が設けられている。

AD 条例においては、用語の定義(ダンピング、国内産業への損害)、ダンピング・マージンの算定方法、損害の認定方法、AD 調査手続、AD 税賦課手続、価格約束、各種公告手続等について、AD 協定に沿って詳細な規定が定められている。また、AD 条例の他、実施規則・細則として、以下のものが制定されている。

(実施規則・細則制定状況)

① 対外貿易経済合作部(MOFTEC)

2002 年 1 月 22 日施行「アンチ・ダンピング調査—公聴会暫定規則」

2002 年 3 月 13 日施行「アンチ・ダンピング調査—立案暫定規則」

2002 年 4 月 15 日施行「アンチ・ダンピング調査—実地調査暫定規則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—質問状調査暫定規定」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—サンプリング暫定細則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—情報開示暫定細則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—公開情報検査閲覧暫定細則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—価格約束暫定細則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—新規輸出者見直し暫定細則」

(同上) 「アンチ・ダンピング調査—税還付暫定細則」

(同上) 「ダンピング及びダンピング・マージン見直し暫定細則」

2003 年 1 月 13 日施行「アンチ・ダンピング製品の範囲調整手続に関する暫定規則」

② 国家経済貿易委員会(SETC)

2003 年 1 月 15 日施行「産業損害調査公聴規則」

③ 商務部(MOFCOM)

「AD 条例」においては、「アンチ・ダンピング措置を回避しようとする行為を防止するために妥当な措置を講じることができる。」とした安易な濫用を可能とし得る迂回防止規定（第 55 条）や、「いかなる国（地域）も、中国に対して差別的アンチ・ダンピング措置を発動した場合、中国は実状に基づいて当該国（地域）に対して相応の措置を講じることができる。」とした報復措置規定（第 56 条）が盛り込まれるなど、依然として WTO 協定との整合性に問題がある箇所も存在している。これらについて、我が国その他、複数の WTO 加盟国より、2002 年 10 月に行われた WTO・AD 委員会（法制審査）において、AD 協定との関係性を中心に質問がなされ、中国側から次のような回答があった。

- ・第 55 条については、「中国はこれまで迂回防止措置を適用したことはないが、迂回防止については、WTO において長い間議論がなされていると認識しており、今後、WTO において新たなルールができればそれを完全に実施する。」
- ・第 56 条については、「中国はこれまで第 56 条を適用したことなく、また、他国との間に問題が生じた場合、WTO の紛争解決手続を活用する。」

「相殺条例」は、補助金の定義及び相殺措置に関する規定を定めており、さらに実施細則として、現在、「相殺措置調査立案暫定規則」、「補助金による産業損害調査規定」、「相殺措置調査書類調査暫定規則」、「相殺措置調査公聴会暫定規則」、「相殺措置調査公聴会施行規則」、「相殺措置調査実地調査暫定規則」がそれぞれ施行されている。2002 年の中国経過的審査メカニズム

（TRM）でこれらの実施細則について WTO への通報を求めていたところ、2003 年に一部が WTO へ法令通報された。今後とも中国側に通報を促し、中国の AD・相殺措置法制全体と WTO 協定との整合性について継続的に明らかにしていく必要がある。

また、2004 年 4 月 6 日、対外貿易管理に関する最上位法規である「対外貿易法」の改正が 10 年振りに行われ、同年 7 月に発効した。AD・相殺措置に関する規定として、対外貿易調査条項、貿易救済条項が新たに設けられ、対外貿易上の調査実施項目・実施手順、調査結果に基づく救済措置の内容が明確に規定された。WTO 加盟後の 2002 年 1 月から施行されている AD 条例及び反補助金条例は、同法の下位法規にあたり、既に整備されていたこれら条例に併せる形で、対外貿易法は改正された。

2. AD 措置の運用

＜措置の概要＞

中国においては、対外貿易経済合作部（MOFTEC）が、価格調査を担当し、国家経済貿易委員会（SETC）が損害調査を担当していたが、2003 年 3 月に行われた機構改革により、MOFTEC と SETC が統合され、商務部（MOFCOM）が設置された。同部の下に損害についての調査・認定等を担当する「産業損害調査局」と、ダンピング、補助金等の調査・認定、貿易救済措置関連規則の制定等を担当する「輸出入公平貿易局」が設置され、人員増強が図られている。

中国の WTO 加盟以前の旧条例の運用について見ると、米国、韓国、カナダからの新聞用紙、我が国及び韓国からのステンレス冷延鋼板

等、2001年12月までの間に33の案件についてAD調査又は措置を実施した。我が国との関連では、ステンレス冷延鋼板、アクリル酸エステル、ポリスチレン、カプロラクタムがAD調査の対象となった。

WTO加盟後は、2002年1月より施行されたAD条例(2004年6月改正)に基づき、113件のAD調査が開始されており(2006年12月現在)、加盟前の数年にわたる調査開始件数に比してその数の急増が注目される。113件の内訳を見てみるとほとんどが素材型産業、特に内87件が化学品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。我が国産品が調査対象に含まれている案件は25件であり、うち18件についてクロの最終決定が出され、AD課税がなされている(第II部第5章章末参考資料参照)。また、AD税賦課後5年が経過する案件も出始めており、期間満了に伴う措置失効が1件(アクリル酸エステル)、サンセット・レビューにより5年間の措置継続が決定した案件が1件ある(ステンレス冷延鋼板)。

＜国際ルール上の問題点＞

我が国は、これまで中国調査当局に対し、AD協定に整合的でないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、WTO・AD委員会等様々な機会を捉え、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申し入れを行ってきている。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば調査開始通知を被調査企業に行っていないことに関しては、直近のAD調査では被調査企業に調査開始通知が行われる等、一定の改善が見られている。しかしながら、中国のAD調査は、いまだ運用面において下記のようなAD協定と不整合な点を多く含んでいる。

①オールアザーズレート(第9.4条)が適用さ

れるべき中国当局が知らない輸出者等に対しても、一律にファクツ・アベイラブル(FA第6.8条)を適用していること。

②スパンデックスADに対する仮決定(2006年5月)において、個別に応訴して調査を受けた生産者のうちダンピングの価格差が僅少(de minimis)であるためダンピング輸入に該当しない者からの輸入量を含めて損害認定を行っていること。

③電解コンテンサ紙ADに対する仮決定(2006年10月)において、日本以外の国からの輸入の影響に關し十分な分析をせず損害の決定を行っていること。

注)熱延鋼板ADに関するWTO上級委員会報告(DS184)は、a)調査機関は、ダンピング輸入による損害への影響と、他の要因による損害への影響を分離・区別しなければならないこと、b)他の要因による損害への影響をダンピング輸入に帰してはならないと判断。

④FAを用いる際に、利害関係者によって提出された証拠を利用しない理由を通知せず、また意見提出の機会を付与していないこと。

＜最近の動き＞

特に、2006年10月に行われたWTO・AD委員会における中国TRMにおいて、我が国から上記②及び④に関する質問を発したところ、中国側から次のような回答がなされた。

②スパンデックスAD調査最終決定においては、デミニマス・マージンの輸出者からの輸入量・輸入価格・市場シェアは含めずに損害認定をしている。

④応訴登記については、20日間の応訴登記期間に加え、37日間の質問状回答期間を与えている。また、質問状はウェブで公開されているため、仮に応訴登記期間を超過しても利害関係者は回答ができる。それでも回

答を提出しない企業に FA を適用するのは当然だと考える。

我が国としては、今後とも中国調査当局が WTO 協定整合的に制度を運用するよう注視していくとともに、改善が見られない場合には、WTO 協定に基づき取り得る手段の行使も視野に入れつつ、引き続き中国側に強く働きかけていく必要がある。

また、中国は 2006 年 5 月に、輸出に関するダンピングについて、「不当廉価輸出行為調査・処罰規定」の草案を公表し、パブリックコメントの募集を行っていた。本制度は、1996 年に制定された「廉価輸出行為の処罰に関する暫定規定」を一部改訂したものであるが、中国からのダンピング輸出が行われた場合、中国当局による調査を経て、輸出者に刑事罰や課徴金を課する制度であり、輸出規制に関する GATT 第 11 条との整合性の観点から懸念がある。本制度は今なお公布されていないが、日本政府としては、同規定が導入された後、その運用状況について注視していく必要がある。

補助金

〔加盟に伴う約束〕

中国は、加盟交渉において「中国は発展途上国であることから、途上国例外条項（補助金協定第 27 条及び農業協定第 6 条）が適用され、先進国並の補助金削減等の義務を負わない」旨を主張した。他方、加盟国側からは、中国は世界経済の中で大きな地位を占めており、普通の途上国として扱うことはできないとの考えが表明された。結局、中国は、加盟までに、補助金協定第 3 条 1 項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内產品優先使用補助金を撤廃するとし、また、同協定第 27 条中第 10、11、12 及び 15 項の各規

定の適用を受ける権利を留保する一方、同条第 8、9 及び 13 項の各規定の適用は求めない旨を約束した。

さらに、農産品に係る輸出補助金に関しても、維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成（第 6 条第 2 項）について、削減の対象とすること、及び本来は削減対象となる助成であるが、少額であることをもって削減対象から控除しうるものとの上限値であるデミニマス値を、農業総生産額の 8.5 % までとすることを約束した（同協定上、先進国は 5 %、途上国は 10 % までとされている。）。

〔実施状況・問題点〕

中国では、多くの国有企業が存在すること等から、政府の資金的支援により貿易阻害効果がもたらされる可能性が高い点につき、WTO 加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていたところである。また、中国は補助金協定に基づく補助金通報を行ってこなかったことから、補助金委員会の場を通じて中国政府に対し補助金通報を行うよう先進加盟国より強く要請していた。その結果、2006 年 4 月になって、中国は WTO 加盟後初めて補助金通報を行った。この通報には、中国が加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内產品優先使用補助金に該当する可能性の高い補助金が含まれていた。そのため、2006 年 10 月の補助金委員会において、我が国・米国・EU 等が中国に対し、主に通報された補助金について補助金協定整合性等の観点から質問を行った。しかし中国は、自国の補助金制度は WTO 協定に整合的であるとの主張を繰り返すとともに、個別の質問については回答を作成中であると返答し、2007 年 4 月の補助金委員会で継続審議することになった。

こうした中、2007 年 2 月 2 日に米国は、WTO

に通報された中国の補助金制度の中に、WTO 補助金協定で禁止されている輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請し、日本、EU、豪州が第三国参加を要請した。さらに、メキシコは当事国として、中国に対し二国間協議を要請した。協議要請の対象となっている補助金の多くは、外資優遇策の一環としての税制上の優遇措置である。

他方、中国政府は現在、外資優遇税制の見直しに着手しており、今後の進捗如何では、問題となっている補助金制度が、紛争解決手続を待たず、中国自身により廃止される可能性がある。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、WTO 補助金協定に反する補助金が維持されることのないよう、引き続き、WTO や二国間協議の場を通じて中国側に求めていく必要がある。

銅製錬業者に対する増税還付問題

＜措置の概要＞

同措置は、中国が政府の指定した国内銅製錬業者に対して、輸入した銅精鉱に係る増税の一部を還付する制度である。我が国の銅製錬業者は、中国における銅の製錬業者に対する税還付制度が、我が国銅製錬業者の原材料確保に対して悪影響、具体的には、本税還付を背景に銅鉱石の高値買いが行われ、その影響で銅鉱石の世界市場価格の高騰を助長するものとして懸念を有してきた。本制度については、我が国産業界以外にも、米国や欧州の産業界も同様の懸念を表明してきた。

＜国際ルール上の問題点＞

中国は、本件措置につき補助金協定に基づく補助金通報を 2005 年まで行っていなかったため、制度の詳細について明らかでなかったこと

から、本措置に対する産業界の懸念が広がっていた。

このような我が国関連業界の懸念に鑑み、政府としても 2004 年 5 月及び 2005 年 4 月に行なった経済産業省と中国商務部との定期協議において、本制度について懸念を表明した。2004 年 5 月の協議において、中国側は「一部廃止を含め検討中であり、資料の提供をする」旨応答したものの、その後、資料提供がない状況が続いた。

そのため、2004 年に続き、2005 年 10 月の補助金委員会での中国 TRM においても、本件について共同歩調を求めてきた EU と共に、改めて我が国関連業界の懸念を述べ、あわせて補助金の透明性の観点から本件に関する迅速な情報提供等を要請した。これに対し、中国側からは、2005 年末までに補助金協定に基づく補助金通報を WTO へ行う旨の発言があった。その後、2005 年 12 月の「日中経済パートナーシップ協議」において再度要請を行ったところ、中国側から「これまで当該措置を延長してきたが、2005 年 12 月 31 日をもって延長措置は行わないと決定した」との回答が得られた。

＜最近の動き＞

2005 年に発表された『財政部・国家税務総局による銅原料輸入増税の先徴収後還付に関する問題の通達』(財関税〔2005〕12 号) は 2006 年 1 月 1 日に失効したが、新たな法令は未だ発表されていない。このことから、中国は、既に銅鉱石と粗銅に関する増税還付制度を廃止したことが窺われる。2006 年 7 月の「日中経済パートナーシップ協議」において、我が国より中国に対し同措置が廃止されたかどうか確認したところ、「現在、輸入増税の還付問題自体が存在しない」との回答があったものの、今後の動向を注視していく必要がある。

セーフガード

[加盟に伴う約束]

中国は、セーフガード措置について、GATT 及びセーフガード協定を遵守する義務を負う。なお中国は從来セーフガードに関する法制を有していなかったことから、WTO 協定整合的な制度を新たに整備することを約束した。

また、中国産品を対象とする輸出自主規制等のいわゆる灰色措置は、セーフガード協定上認められないことから、中国と輸入側加盟国との合意により一定期間内に廃止することが約束されている（加盟議定書附属書7）。

① 產品別経過的セーフガード

中国産品に対して加盟国が発動するセーフガード措置に関しては、中国のWTO加盟議定書第16条及び作業部会報告書の関連規定に基づき、「產品別経過的セーフガード」が認められることとなった。一般セーフガードは輸入源を問うことなく発動することとされているのに対して、対中経過的セーフガードは中国産品のみを対象として発動することが認められている。具体的には、WTO加盟国は中国の加盟から12年間の特例として、中国産品が同種の又は直接競合する産品を生産する国内産業に市場かく乱を起こし、又はそのおそれがあるような増加した数量又はその他の条件で輸入されている時は、当該中国産品に対して本セーフガード措置を適用できることとされている（加盟国は中国に協議を求め、60日以内に中国側が取るべき措置について合意に至らない場合には、当該加盟国は譲許の撤回又は輸入制限を行うことができる。）。

なお、対中経過的セーフガード措置について、米国国際貿易委員会（ITC）が2002年8月

から電気機械装置（ペデスタル・アクチュエーター）に対して、2002年11月から鉄鋼製品（ワイヤー・ハンガー）に対して、当該調査を開始し、両件ともに損害を認定したが、結局発動しなかった。またインドも工業用編機の針に対して、2002年8月から当該調査を実施した。2003年になってからは、6月に米国がブレーキドラム・ローターに対する調査を開始したものの損害を認定しなかった。一方、9月に調査を開始した水道管接合部品（継手）に対しては、ITCが「中国産の水道管接合部品（継手）の輸入が、国内市場をかく乱している」との調査結果を出し、12月、当該品目に対し、対中経過的セーフガードを発動するよう大統領及び米国通商代表部（USTR）に勧告を提出することを決定したが、その後発動には至っていない。2005年8月からは、溶接スタンダードパイプの調査を開始し、10月に輸入急増による国内産業の重大な損害が認められるとしたが、やはり発動には至らなかった。

② 対中国纖維特別措置

さらに、2008年末までの特則として、中国産の纖維・纖維製品に対する特別のセーフガード措置（对中国纖維特別措置）も認められた。具体的には、WTO加盟国は、中国産の纖維・纖維製品の輸入により市場がかく乱し、又は貿易の秩序ある発展を阻害し、市場をかく乱するおそれがある場合、中国に協議を要請でき、中国は協議を要請された場合、要請のあった月以前14ヶ月の最初の12ヶ月の輸出量の7.5%増（毛製品6%増）以内の数量に輸出を抑制する。協議の要請後90日以内に合意に達しない場合、原則1年以内の期間、協議要請国は上記数量以下に輸入を抑制することが認められる。

对中国纖維特別措置については、2003年11月、米国商務省が中国から輸入されるニット生

地、ガウン・ローブ、ブラジャーの3纖維製品に対して対中纖維特別措置の発動を決定し、12月に公式に中国側へ協議を要請し、当該3品目について12ヶ月間の輸入数量制限措置を発動した。米国は2004年10月にも、絹、羊毛、靴下の3品目について12ヶ月間の輸入数量制限措置を発動している。

2004年末のWTO纖維協定に基づく輸入枠制度の撤廃後、各国では中国産の纖維製品の輸入が急増している。米国は、2005年5月に綿製ニットシャツ・ブラウス、綿製のズボンなど7品目について、9月にブラジャーなど2品目について対中纖維セーフガード措置を発動した。米国は、さらに他の品目についての発動を検討する一方、同年6月から中国と纖維協議を開始し、11月8日、2008年末までの3年間数量制限を設定する合意覚書を調印した。これにより、綿ニットシャツなど34品目が輸入数量管理措置の対象となり、米国はこれ以外の纖維製品についてはセーフガード措置の発動を自制することとしている。EUと中国も、2005年6月11日から2007年末までの輸出制限を合意している。中国は綿織物等の纖維製品10品目の輸出を自主規制し、EUはTシャツ、亜麻糸に関するセーフガード発動を取りやめた。(纖維協定失効後の動向については、第II部第7章(2)法的規律の概要②纖維及び纖維製品(衣類を含む。)に関する協定「コラム」を参照。)

〔実施状況・問題点〕

①セーフガード措置条例

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月31日に行われた全国人民代表会議常務委員会において、対外貿易法の下に作成された「(中国)セーフガード措置条例」を採択、2002年1月1日に施行した。その後、4つのセーフガード調査・手続

に係る規則(同条例の細則との位置づけ)が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる対外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備は着実に図られてきた。

②問題点

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定との整合性に問題があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置(暫定及び確定措置)は、WTO協定との整合性につき疑義があった。そのため、我が国は、2006年4月及び10月に開催されたセーフガード委員会(法制質問)において、中国独自の規定(中国セーフガード規則第31条の対抗措置に係る規定)とWTO協定との整合性や中国国内の法制度(事情の予見されなかった発展、セーフガード発動時の公共性の確保、代償措置に関する規定の明確化、モラトリียม規定の欠如等)に関する質問を行った。これに対して、中国政府からは、中国の制度はWTO協定整合的であり、(明文規定がなくとも)セーフガード調査を行う場合は、WTO協定及び国内法にのっとった適正な運用を行うとの回答を受けた。引き続きWTO協定との整合性が疑われる点に関しては中国側に説明を求めると共に、今後セーフガードが発動された場合において、WTO協定整合性の観点から不適切な運用がなされないように注視していくことが必要と考えられる。

貿易関連投資措置

〔加盟に伴う約束〕

中国は、加盟時点においてTRIMs協定を遵

守することを約束している。さらに、外国投資の認可に当たって付与される貿易関連の条件につき、GATT 第 3 条違反となるローカルコンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）や GATT 第 3 条及び第 11 条違反となる輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）などの TRIMs 協定で禁止されている措置に加え、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

さらに特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後 2 年内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の 3,000 万ドルから加盟 1 年後に 6,000 万ドル、加盟 2 年後に 9,000 万ドル、加盟 4 年後に 1.5 億ドルへ引き上げることを約束した。さらに、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50 %未満）の撤廃を約束した。

〔実施状況・問題点〕

上記約束に沿って、中国は 2000 年 10 月から 2001 年 3 月までの間に、外資 100 %企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合資経営企業法」をそれぞれ改正した。例えば、外資企業法では、輸出要求に関して、「先進的な技術及び設備を採用し、または製品の全部もしくは大部分を輸出するものでなければならぬ」とされていたのが、「国は製品輸出と先進技術企業を奨励する」と改正され、また「外資企業の生産経営計画は主管部門へ届け出るものとする」との条文が削除された。ローカルコンテンツ要求については「同等の条件の下では可能な限り中国での購入を優先するものとする」

との条文が削除された。さらに輸出入均衡外貨バランス要求に関しては、「外資企業は自ら外貨収支均衡を図らなければならない」との条文が削除された。

また、2001 年 4 月に「外資企業法実施細則」が、2001 年 7 月には「中外合資経営企業法実施細則」が改正され、それぞれ輸出要求、輸出入均衡、外貨バランス要求を撤廃するための改訂・条文削除等が行われた。

上記の外資 3 法に加え、外資企業に対しては、2006 年 1 月より改正・実施された新『会社法』が適用される。同法は企業設立・運営に関する規制の緩和を規定しており、これは外資企業も便益をもたらすものであるが、一部の規定は上記外資 3 法と整合していない。原則的には、外資 3 法が特別法で、『会社法』が一般法であるため、外資 3 法と『会社法』が一致しない場合は、外資 3 法が優先的に適用される可能性が高いため、外資企業は注意が必要である。（外資 3 法及び会社法については＜図表中-3＞、会社法による規制緩和の詳細と、外資 3 法との不一致点については＜図表-4＞参照）

さらに、『会社法』、『会社登記管理条例』（2006 年改正実施）と外資 3 法を的確に運用するためには、国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局は 2006 年 4 月に共同で『外商投資会社の登記の審査・許可管理法律の適用に関する若干問題の執行意見』（以下『執行意見』と略称）を実際上の運用指針として発表した。

さらに、自動車製造業に係るローカルコンテンツ要求に関しては、2004 年 6 月に「自動車産業発展政策」が公布・施行される以前は、1994 年 3 月に公布・施行された「自動車工業産業政策」によりローカルコンテンツ要求の規定が盛り込まれていた。このため、2002 年 9 月に行われた TRIMs 委員会での TRM では、1994 年の自動車工業産業政策のローカルコンテンツ要求

及び加盟後行わないと約束した外国投資認可に係るパフォーマンス要求が改正されていない等について指摘を行い、さらに、2003年10月に行われたTRIMs委員会のTRMにおいても、新自動車産業政策がTRIMs協定及び中国の加盟約束と整合的に実施され、早期に新政策の具体的な内容が公表されることを期待している旨を表明した。これを受けて、新たに2004年6月に公布・施行された「自動車産業発展政策」においては、ローカルコンテンツ要求に関する規定は置かれてなかったが、同政策は完成車の特徴を有する自動車部品について、完成車の税率で課税するとされており、これに関連して2005年2月28日に公布された『完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理办法』は、輸入部品の価格総額が同車種完成車価格総額の60%に達した場合、完成車の税率で関税と輸入增值税が徴収するとしている。これらの措置は実質的なローカルコンテンツ要求にあたる可能性がある（本制度については本章「関税」「(2)完成車特徴認定期制の問題」を参照）。本件について、2006年8月、中国税関総署と商務部は「輸入部品の価格総額が同車種完成車価格総額の60%に達した場合、完成車税率に適用する」条項の発効日を予定の2006年7月1日から、2008年7月1日まで延期した（税関総署公告2006年第38号）。延期の背景には、60%の完成車総額に達した場合が完成車税率に適用するという規定は40%のローカルコンテンツ要求に相当し、WTOの自由貿易の原則に違反しているとする欧米からの強い反発がある。2006年3月から4月にかけて、米国、EU及びカナダは、中国に対してWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、本件問題に関する協議を行なった。しかし、各国は上記の

中国の譲歩になお満足せず、同9月にWTOに紛争パネルの設置を要請し、10月、パネルが設置された。

また、中国国家発展改革委員会は、2007年3月6日付で「新エネルギー自動車の生産参入管理規則」案について、パブリックコメントを開始した。同規則案では、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の新エネルギー自動車を製造する企業に国家発展改革委員会の許可取得を義務付けるとともに、当該許可の要件として、研究開発機関の設置、完成車設計等の全過程を記した作業指導書の作成、中核的技術の保持等を挙げている。このような制度が導入された場合には、投資の許可にあたって技術移転や研究開発の実施を条件としないとした加盟約束に違反する可能性がある。

なお、近年中国において急速な発展を見せて いる移動通信分野においても、ローカルコンテント要求とパフォーマンス要求がみられる。1998年に、中国情報産業部と旧国家発展計画委員会が共同で『移動通信産業発展の促進に関する若干意見』（5号文書）を発表した。同文書によると、1999年より、外国移動通信製品の輸入を厳しく制限するだけでなく、外資企業が生産する携帯電話を一定比率以上輸出しなければ、関連製品と部品の輸入割当を得ることができないと規定している。5号文書の有効期限は2005年までとされていたが、現在でも廃止された明確な法令はなく、一部の規定内容は依然として施行されている。現時点では、中国国内の外資企業による携帯電話製品の海外輸出比率が高く、大きな問題は生じていないが、今後の動きを注視する必要がある。

<図表中一3> WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
投資分野	国土資源部文件 (2000年12月)	★非石油ガスの鉱物資源の開発を外商投資へ開放。独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。
企業設立、パフォーマンスの要求	外商投資商業分野管理規則(2004年6月)	★外商投資商業企業の設立は独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業の経営範囲変更(商業業務の追加)も可能。
	『外資企業法』、『中外合資経営企業法』(2000年10月改正)、『中外合作経営企業法』、(2001年3月改正)	★「生産経営計画を主管部門に報告する」規制を廃止。 ★「外貨収支均衡を図らなければならない」規制を削除。企業が原材料・部品・賃金・配当を支払う際に必要な外貨は、銀行から購入または外貨口座から引き降ろすことができる。 ★「原材料・燃料などの物資は可能な限り中国での購入を優先する」規制を削除。国内企業と同様な調達の自主権を持つ。 ★「製品を一定比率以上輸出しなければならない」規制を削除。国内企業と同様な製品販売の自主権を持つ。ただし、合資企業に限り、輸出を奨励。 ★企業がかける保険は「中国の保険会社から購入する」規制を「中國国内にある保険会社から購入する」に緩和。
	『会社法』(2006年1月)	★企業の設立に関する出資方式と出資期限の規制を緩和。 ★一人有限責任会社の設立が可能に。 ★企業の国内における社外投資の制限を緩和。
	『会社登記管理条例』(2006年1月)	★株主が信用、のれんなどで出資することはできない。
地域性	『中西部地域外商投資優勢産業目録』(2000年6月公布、2004年7月改正)	★外商投資分野の制限と企業の設立基準を緩和し、外資の出資比率の上限を緩和する。 ★中西部地域に設立された外資企業が奨励業種であれば、企業所得税の優遇措置に適用し、さらに3年間の企業所得税を減免され、15%とする。 ★再投資されるプロジェクトのうち、外資が25%以上を占める場合、外資企業なみの優遇措置を享受できる。 ★再投資として国有企業を買収、合併、請負を奨励。

<図表中一4> 新『会社法』による規制緩和及び外資3法との不一致点

新『会社法』による規制緩和	<p>①自然人も法人も唯一の株主として有限責任会社を設立可能。一人有限責任会社の株主が、会社財産が株主の個人財産と独立していることを証明できない場合、同株主は会社債務に対し連帯責任を負う可能性がある。(従来も外資企業が一人有限責任会社の方式を取ることは許可されていたが、法律に明確な規定がなかった。)</p> <p>②会社の社外投資総額が会社純資産の50%を超えることを禁止する規定を廃止。</p> <p>③外資企業の中国国内投資の資格審査に関し、『執行意見』で、投資資格証明(登録資本金の払込証明、黒字証明、無違法記録証明、累計投資額が純資産の50%を超えない証明)を無審査化。</p> <p>④従来認可・登記事項であった外資企業の事務所の設置を、認可・登記を経ずに自由に設置することができることとした。(一方、既存の事務所については、延長登記および変更登記とも受理されないため、分公司(日本の支店、支社に相当)に変更するか、抹消登記を行う必要がある。)</p>
---------------	--

	⑤出資方式に対する規制を大幅に緩和。出資方式は貨幣、実物、土地使用権と工業財産権などに限らず、貨幣で価値評価が可能な、かつ法律に基づき譲渡可能な財産にまで範囲を拡大。各出資方式の割合について、従来あった技術出資比率が20%を上回ってはならないとの規定も廃止。
新『会社法』と外資3法との不一致点	<p>①上記⑤のとおり、新『会社法』では出資方式及びその割合に関する規制を大幅に緩和。一方、『外資企業法実施細則』は、外国投資者による出資方式は貨幣、機械設備、工業財産権と自主技術に限定するとともに、工業財産権と自主技術の出資比率は20%を上回ってはならない旨規定。</p> <p>②新『会社法』は、株主からの出資払込は分割第1回で会社登録資本の20%を下回ってはならず、残りの部分は会社設立日より2年以内に払い込まなければならない旨規定。一方、『外資企業法実施細則』は、株主の出資払込は分割第1回で会社登録資本の15%を下回ってはならず、残りの部分は会社設立日より3年以内に払い込まなければならない旨規定。</p> <p>③コーポレート・ガバナンスに関し、新『会社法』は規定を置くが、外資3法には詳細な規定がない。そのため、『執行意見』は外資企業のタイプに合わせて以下のとおり規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中外合弁有限責任会社と中外合作有限責任会社はそれぞれ『中外合弁法実施細則』と『中外合作法実施細則』に基づき、董事会（取締役会）を設けなければならないが、その他の組織は会社定款に従えばよい。 ・一方、『外資企業法』及びその実施細則には、コーポレート・ガバナンスに関する規定がない。従って、外国独資有限責任会社と外資株式有限会社の組織は『会社法』の規定に適用され、株主大会と董事会（取締役会）を設置しなければならない。 <p>④新『会社法』は、有限責任会社と株式有限会社に監事会の設置を義務付け。また、株主人数が少なく、または規模が小さい有限責任会社については、監事1~2人任命により、監事会の設置を免除。一方、外資3法には関連規定が存在しないため、全てのタイプの外資企業が『会社法』の規定に従い監事制度を整備する必要がある。</p>

上記のように、国内法はWTO協定に整合化するために概ね改正されたが、なお協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置が見られ、早急に是正されるべきである。

例えば、中国では、投資分野を奨励業種・許可業種・制限業種・禁止業種に分け、外資による投資は奨励・許可・制限業種にのみ認められる。加盟に伴い、サービス分野や自動車エンジン製造業などについては、規制が緩和されることになったことから、同分類制度の根拠法令となる「外商投資方向指導規定」が2002年2月に、「外商投資産業指導目録」が同年3月にそれぞれ改正・公布され、ともに同年4月から施行された。これにより、改正前に比べ、奨励類が186から262種に増加し、他方で制限類は122から75種に減少した（禁止類は、31から34種となった）。なお、加盟にあたり開放を約束した自動車エンジン製造、卸・小売業等はそれまでの制

限類から奨励類に移行した。その後、外資導入政策の連続性と安定性を保持することを目的として、2004年11月に、「外商投資産業指導目録」が再度改正・公布され、2005年1月から施行された。具体的には、国内で発展が急がれる産業と商品（例えば、大画面カラーディスプレイのキーボード・モニターネット製造、ジエタノール生産、自動車電子装置製造、30万キロワット大型循環硫化床ボイラー製造、リードオンリーディスクのコピーなど）を追加したほか、サービス業の対外開放速度を速めるため、例えばラジオ・テレビ番組制作・発行及び映画製作を対外開放領域に加えた。他方、マクロ・コントロールの必要性に応じ、一部産業の盲目的かつ低レベルの投資を防止することを目的として、既にその影響が出現した産業や商品（例えば、厚板生産、亜鉛メッキ板生産、鉄スクラップ、アンモニア繊維、ポリエステル生産等）については奨励目

録からの削除又は制限類への変更を行った。

中国における外資参入規制により制限業種及び禁止業種に指定されている業種について、現在の状況を整理すると＜図表中－5＞のとおりとなる。

また、改定「外商投資方向指導規定」の第10条には、製品の全てを直接輸出する許可類の外

資プロジェクトは奨励類とみなし、また、輸出販売額が製品全販売額の70%を占める制限類の外資プロジェクトは、地方政府等の承認があれば許可類とみなすことができるとの規定がある。これは、加盟約束で行わないとしている輸出要求に当たる可能性があり、注視していく必要がある。

＜図表中－5＞ 『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制限業種	禁止業種
農林牧水産業	食糧・綿花・搾油種子の開発と生産（中国側マジョリティ）、希小樹木の原木加工と輸出（合資、合作に限る）	希小優良品種の養殖と栽培、遺伝子組換種の生産と開発、管轄海域と内陸水域の漁業
採掘業	タングステン・すず・アンチモン・モリブデン・スパー・ほたる石等鉱産物の実地調査と採掘（合資・合作に限る）、貴金属（金・銀・プラチナ）の実地調査と採掘、金剛石等貴重非金属鉱物の実地調査と採掘、特種・希有石炭の実地調査と開発（中国側マジョリティ）、ほうマグネシウム石とほうマグネシウム鉄鉱石の採掘、天青石の採掘	放射性鉱物の探索と採掘、希有土の探索と採掘
食品加工業	醸造酒・高級蒸留酒の生産、外国ブランド炭酸飲料・サッカリン等の合成甘味剤の生産、油脂加工	中国伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工
煙草加工業	紙巻きタバコ・フィルターの生産	—
紡績工業	毛紡績、綿紡績、繭生糸	—
印刷と複製業	出版物印刷（中国側マジョリティ、包装用印刷除外）	—
石油加工及びコークス業	製油所の建設と経営	—
化学原料と化学製品製造業	イオン膜苛性ソーダー、感光材料、毒性になり易い化学品（7品目）の生産、等	
医薬製造業	クロラムフェニコール・アナルギン等の化学物質、常習性の麻酔薬品及び精神薬品原料の生産、血液製剤、使い捨て注射器等の生産	国家保護の漢方薬材料の加工（麝香、甘草、黄麻草等）、伝統漢方薬の生産
化学繊維製造業	400トン/日以下の繊維等3品目等の生産	—
ゴム製品業	低性能工業用ゴムなどの生産等	—
有色金属	希有土の精練と分離（合資、合作企業に限る）	放射性鉱物の精練と加工
武器弾薬製造業	—	武器弾薬製造
一般機械製造業	コンテナの生産、中小型汎用ペアリングの製造、50トン以下の自動車式クレーンの製造（合資、合作に限る）	—
専用機械製造業	中低レベルのB型超音波モニターの製造、一般化繊の設備、320馬力以下のブルドーザー等の製造	—
電子通信工業	衛生、テレビ受信機及びその主要部品の生産	—

その他の製造業		象牙彫刻、虎骨加工、漆器生産、磁瑠(ほうろう)製品生産、宣紙・墨の生産、発癌性・奇形性・突然変異誘発物質と持久性有機汚染製品の生産
電力・ガス・水の生産と供給業	30万キロワット以下の石炭火力発電所の建設と経営(配電を除く)	電力供給網建設と経営
交通・運輸・倉庫・通信業	道路旅客輸送会社、出入国バス輸送会社、水上輸送会社、鉄道貨物輸送会社、鉄道旅客輸送会社(中国側マジョリティ)、撮影・鉱山探索・工業等汎用航空会社(中国側マジョリティ)、通信会社	航空管制会社、郵便会社
卸売・小売貿易業	商品取引、農業生産用資材の卸・小売・物流・配達、オーディオ・ビジュアル製品(映画を除く)の流通、商品オクション、貨物リース会社、代理会社(船舶、貨物輸送、外国船貨物、広告等)、石油製品の卸、ガソリンスタンドの建設・経営、対外貿易会社	—
金融・保険	銀行、財務会社、信託投資会社、証券会社、証券投資基金管理会社、金融リース会社、外貨ブローカー、保険ブローカー	先物取引会社
不動産業	大規模土地開発(合資、合作に限る)、高級ホテル・別荘、高級オフィスビル・国際会議展示センターの建設と経営、大型テーマパークの建設と経営	—
公益事業	大・中都市のガス・熱エネルギー・上下水道網の建設と経営(中国側マジョリティ)	国家保護の野生動植物資源の開発、動植物自然保護区の建設と経営、賭博・競馬場、風俗サービス業、社会調査
情報・コンサルタント業	法律コンサルティング、市場調査(合弁、合作に限る)	—
衛生、体育、社会福祉業	医療機関(合資、合作に限る)、ゴルフ場の建設と経営	—
教育・文化芸術・放送業	高等・中等段階の教育機関(合資、合作に限る)、映画館の建設と経営(中国側マジョリティ)、放送テレビ番組の制作・配給、映画製作(中国側マジョリティ)	義務教育機関、図書・新聞・雑誌の出版・発行・輸出入業務、オーディオ・ビジュアル製品と電子出版物の出版・制作・発行・輸出入業務、マスコミ機関、各レベルの放送局、テレビ局、放送網、放送テレビ番組の出版及び放送会社、映画配給会社、ビデオ放映会社
科学研究・総合技術サービス	測量会社(中国側マジョリティ)、輸出入商品の検査・鑑定・認証会社	—
その他	国家規定、中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で制限されているその他の業種	軍事施設の安全と機能に危害を加える活動

注: 『外商投資産業指導目録』(2005年1月1日より改正施行)による。

なお、2006年11月に、国家発展・改革委員会は『外資利用の「十一五』(第11次五年)計画』を公布し、中国の今後5年の外資利用政策について以下の方針を定めた。

・外資利用の全体的戦略目標は、「量」から「質」への根本的転換をより一層促進し、外資利用の重点を資金と外貨不足の補足から先端技術、管理経験と高い質の人材の導

入へと転換させること、生態整備、環境保護、資源・エネルギーの節約と総合的利用への外資投資をより一層重視することとされた。

- ・公平で、整った外商投資環境を整備するための主な政策措置は、中国地場企業と外資企業に統一的に適用する『企業所得税法』、『独占禁止法』を改正・公布し、行政審査許可事項を簡素化すること、知的所有権保護の法律制定と実施を強化し、海賊版侵害行為をより一層取り締まることとされた。
 - ・外資を利用して自主的革新を進める主な政策措置は、外資特に大型多国籍企業が高度な加工製造、研究開発機関を中国に移転するよう、総合的奨励政策を制定すること、多国籍企業が中国で生産製造、関連製造、サービス、トレーニングの拠点を設立するよう奨励すること、外資企業が中国地場企業と研究開発を協力するよう奨励政策を制定し、外資企業による技術的付加価値をよりよく発揮させることとされた。

基準・認証制度

「加盟に伴う約束」

員会に通報すること、等を約束している。

(注) 中国は、これまで国産品と輸入品とで異なる法令・基準、制度が適用されていたことについて、加盟時までにこれらを統合するなど内外無差別の取扱い及び透明性の確保を約束した。特に、我が国産業界から要望の強かった化学品の初回輸入登録制度(国際ルールに合致した法律の制定)、家電製品の重複する二つのマーク(CCIBマークと長城マークの取得手続の簡素化)、自動車の基準認証(輸入車と国産車との法令、基準の統一)、ボイラー・圧力容器の安全品質許可(内外無差別の確保、国際基準の採用等)に関する問題について、加盟時までに改善を約束している。

[実施状況・問題点]

中国は、2001年4月、「国家質量技術監督局」と「国家輸出入検驗検疫局」を合併し、新たに「国家質量監督検驗検疫総局」(General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the People's Republic of China : AQSIQ)を設置し、基準・認証の一元化に向けた取組を開始した。2001年8月には、「技術監督局」と「輸出入検驗局」それぞれの認証部門が合併し、「国家認証認可監督管理委員会」(Certification Accreditation Administration of the People's Republic of China : CNCA)が設立された。国務院が定めたCNCAの職責は、認証認可・合格評定・安全品質許可・衛生登録等に関する法律の起草、実施管理監督制度・規定の発布及びそれらを組織すること、国家レベルの強制認証と安全品質許可制度產品目録の立案、認証基準・合格評定手続き及び技術規則の制定、調整・検査・測量・検査実驗室の技術能力の審査及び資格認定の管理、認証認可及び合格評定の国際化へ向けた取組、全国の認証認可活動を調整することなどである。

2001年12月、AQSIQ及びCNCAは、強制認証に関し、加盟交渉において約束した外国製品に対する内国民待遇実現のため、リストの統一、標準・技術法規及び合格判定手続の統一、マークの統一、費用基準の統一という「4つの統一」を実施することを発表した。これに伴って、「強制的製品認証管理規定」、「強制的製品認証標識管理規則」、「第一期強制的製品認証を実施する製品目録」及び「強制的製品認証制度の実施の関連問題に関する通知」の4法令が2001年12月3日に公布、2002年5月1日から施行された。これにより、国産品と輸入品に対して、統一的な目録、標準、標識、費用徴収方法によって製品認証を行う制度が確立することとなった。さらに、透明性の関係でも、ホームページ(www.wto-tbt.gov.cn)上の情報提供が開始されるなどの対応が進められている。

しかし、中国が加盟時までの改善を約束していた事項のうち、以下に述べる中国強制認証制度(CCCマーク制度)の運用など未だ十分な改善が図られていない案件が存在する。

また、化学品輸入登録制度については、1994年3月に公布された「化学品初回輸入及び有毒化学品輸出入環境管理規則」により、1995年2月の施行以来、外国企業に対して過大な手数料を伴う差別的な登録義務を課している。国務院は、2002年11月に法整備の一環として、廃止を決定した789の第一次行政審査項目の一つとして、「化学品初回輸入登録制度」を廃止した。また、2002年9月に国家環境保護総局(SEPA)は「有毒化学品輸出入環境管理規則」を廃止する条文を入れた、「危険化学品輸出入登録管理規則案」を公表したが2007年2月現在に至るも、国内調整の目途が立たず、未公布の状況であり、現在でも「有毒化学品輸出入環境管理規則」が有効とされている。

(1) 中国強制認証制度 (CCC制度)

＜措置の概要＞

中国では、対外貿易経済合作部・国家出入境検査検疫局の安全認証(通称:CCIBマーク)と、国家経済貿易委員会・国家質量技術監督局の電気・電子製品に対する安全認証(通称:長城(CCEE)マーク)が並存する制度となっていた。後者の長城マークは中国国内で流通する製品が対象で、外国製品・国内製品とも取得が必要なものであり取得条件も同じであるが、前者のCCIBマークは強制品目リストにある製品を外国企業が中国国内へ輸出する場合にのみ必要なもので、中国国内企業は取得が不要であるという問題があった。中国は、WTO加盟時までにこの二重認証を一本化することにより「3ヶ月以内の認証取得」の実現など認証制度にかかる改善を行うことを約束した。その結果、2002年5月、新たに中国強制認証(Chinese Compulsory Certification)制度が創設され、同制度の対象品目にはCCCマークが付されることとなった。従前のCCIBマーク及び長城マークの制度は2003年4月末をもって廃止された。

＜国際ルール上の問題点＞

二重認証の状態は改善されたものの、中国国外にある工場の場合には認証取得までに半年から1年程度を要する場合があり、現在も認証取得に要する期間は短縮されていない。この理由として、初回工場検査については海外の適合性評価機関による実施が中国から認められないことが挙げられる。また、認証取得後に製品にマークを表示するために、シールの購入若しくは、印刷・刻印のための申請が必要となることや、CCC制度に適用されるGB規格(中国国家規格)の新規制定や改訂が行われる際に、既存の規格適合品に対する経過措置が十分設けられていないことがあることも問題点として挙げられ

る。加えて、CCC制度は、対象となるすべての品目に対し定期工場審査を毎年1回課しているが、リスクが低いと考えられる品目に対しても一律に課している。これらの問題点は、国際貿易に対する不必要的障害をもたらしている等の懸念があり、TBT協定違反のおそれがある。

＜最近の動き＞

我が国は、2006年4月に行われた対中TPRM及び2006年11月のWTO／TBT委員会にて行われた中国TRMにおいて上記の問題点を指摘した。米国及びECも同様の問題点を指摘している。中国側の回答は、海外の適合性評価機関が審査を行うためには相互承認協定(MRA: Mutual Recognition Agreement)の締結が必要であること、認証取得までに要する期間については短縮化に向けた簡略化・効率化の取り組みを行っていること、継続的に制度運用の改善に取り組んでいること等、従来の主張を繰り返すにとどまった。CCC制度は、依然として我が国産業界にとって貿易障害となっているため、引き続き改善を求めていく必要がある。

(2) 電子情報製品汚染予防管理方法

＜措置の概要＞

2005年9月28日付でTBT通報された中国の電子情報製品汚染予防管理方法(以下、「管理弁法」という)は、日本をはじめ各国からのコメントをある程度反映させた修正案で、2006年2月28日に公布され、2007年3月1日より施行されている。管理弁法は、廃電子情報製品による環境汚染の管理及び削減、資源の節約、電子情報産業の持続的開発の促進を目的として、電子情報製品分類注釈に登録されている電子情報製品に含有されている有害物質として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビ

フェニール(PBB)、ポリブロモディフェニールエーテル(PBDE)等を規制し、2段階方式で管理する方法をとっている。第1段階では、中国国内で販売する電子情報製品は、業界基準に適合した有害物質の名称、含有量、環境保護使用期限等を製品、説明書及び梱包材等に標示しなければ販売できない。第2段階では、「電子情報製品分類注釈」に記載されている電子情報製品のうち、6種類の指定有害物質の含有量が基準値以下、又は代替物質による製造あるいは6物質を含まない製造が可能なものについては「電子情報製品の汚染予防重点管理目録(以下、「重点管理目録」という)」に登録され、強制認証(CCC)を受けて、国家基準に適合しなければ販売できることになっている。規制の対象者は、生産者、輸入者及び販売者で、「重点管理目録」に登録された電子情報製品は、国家認証認可監督管理部門が強制認証管理を行い、輸入される電子情報製品は、更に出入国検査検疫機関が港検査や貨物到着検査を実施し、税関では、輸出入検査検疫機関が発行する貨物通関証明をもとに許可が下りることになっている。

＜国際ルールの問題点＞

中国の電子情報製品汚染予防管理方法は、EU連合(EU)のRoHS指令と似ているが、対象製品が電子レーダー、電子計測器、電子材料、電子ユニット・部品など、RoHS指令には含まれない製品等が指定されており、かつ、業界基準や国家基準が明確にされていない。また、輸入者については、輸入の時に出入国検査検疫機関の検査を受け、輸入後に国家認証認可監督管理部門の強制認証を受けるようになっているが、これらの検査を、どのような基準及び方法で行うのかも示されておらず、国際標準、世界の技術レベル等を十分に考慮し、公平性及び透明性のある運用をどのように確保するのかも

不明確である。

これらの問題点については、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性がある(TBT協定第2.2条)ので、今後、引き続き注視が必要である。

＜最近の動き＞

我が国は、2006年11月のWTO/TBT委員会にて行われた対中国TRMにおいて、施行予定日である2007年3月が迫っているにもかかわらず業界・国家基準がTBT通報されていない点を指摘し、もし生産者・輸入者が新制度に対応するための十分な期間を設けてのTBT通報ができないのであれば、制度の施行自体を延期すべきである旨を要望した。中国側からは、①業界基準についてはまだ検討中であり、その進捗状況は信息産業部のHP(www.mii.gov.cn)で確認可能であること、②業界基準の施行には、1年間の適応期間を設けるものの、電子情報製品汚染予防管理方法の施行時期(2007年3月1日)自体を変更するつもりはない旨の回答がなされた。その一方、2006年11月8日に業界基準として、「有害物質の使用制限要求(含有率の閾値)」、「汚染予防標識及び要求」、「使用制限物質の検査方法」の3基準が公表されたが、TBT通報はされていない。今後は、業界基準と国家基準のTBT通報の要求、更なる制度の明確化に向けた働きかけを行っていく必要がある。

(3) 有毒化学品輸出入環境管理制度

〈措置の概要〉

「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト(以下、「有毒化学品輸出入規制リスト」という)」に掲載された化学品を中国に輸出する外国企業には、登録毎にSEPAに1万米ドルの手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理登録

証」の発給申請手続きが義務づけられている。

また、当該化学品を輸入する中国企業は入港貨物毎に2000人民元の手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理通過許可証」の発給申請手続きを行い、当該化学品を通関する際には、輸入環境管理通過許可証を税関に提出しなければならない。なお、中国企業が国内で当該化学品を製造・販売をする場合には、販売契約毎の登録等の申請手続きは義務づけられていない。

また、SEPAは有毒化学品の輸出入規制を強化するため、2005年12月28日付けで「有毒化学品輸出入規制リスト」を改正し、2006年1月1日から施行する旨公告し、1995年2月施行時の31品目に加えて、新たに158品目の化学品を追加した。この中には、ジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の工業用途で広く使用されている化学品が含まれている。

〈国際ルール上の問題点〉

本制度は、工業用化学品や農薬等について、有毒化学品として指定した化学物質を含まないという商品の特性を規定し、この規定に該当しない商品の輸入について、登録等の義務を課していることから、TBT協定上の強制規格に該当するとの解釈が可能である。その場合、輸入品に対してのみ登録毎に輸入登録及び輸入許可を課している点並びに輸入登録証及び輸入許可証の審査のために必要と想定される以上の手数料を徴収している点については、強制規格制度にかかる内国民待遇の付与や貿易制限的な運用の禁止等を規定したTBT協定第2条との整合性について疑義がある。また、これら内外差別的な取り扱いや過大な手数料の徴収については、GATT及び輸入ライセンス協定上の関連規定との整合性も懸念されるところである。更に、今回の「有毒化学品輸出入規制リスト」改正に

ついて、WTO/TBT委員会への事前通報やWTO加盟国によるコメント機会の確保を行わず、また、公表から施行まで適当な期間を置かなかった点についても、TBT協定第2条の関連条項（事前通報義務を規定した第2条9項及び経過期間の確保を規定した第2条12項等）に反する可能性がある。

〈最近の動き〉

2005年12月28日付で「有毒化学品輸出入規制リスト」改正が公告され、2006年1月1日から施行されたことで、当該規制リストに新たに追加されたジクロロメタン、クロロホルムについて、日本企業が公告以前に契約し、中国向けに船積みした貨物のうち、2006年1月1日以後に上海等の港に到着した貨物が、有毒化学品登録証及び輸入許可証が提示できずに、税関で通関を差し止められている案件が数件確認されていること、外国企業だけが高額な登録手数料を支払うのであれば中国の国産品と競争できなくなる可能性があること、中国に進出した日系企業の操業に悪影響が懸念されること等が、経済産業省に報告された。

2006年2月、在北京日本大使館からSEPA及び商務部に対して、本件問題に関し、規制当局の運用次第では対中化学品輸出及び中国に進出した日系ユーザ企業の操業に深刻なダメージを与えかねない懸念があること、国際ルールとの整合性について疑義があること等を指摘した上で、工業用途の化学品が追加された理由の説明、本公告前に契約した貨物の登録料の免除・速やかな通関許諾、国内調整中とされる「有毒化学品輸出入登録管理規則案」の早期の施行等について申し入れを行ったが、満足できる回答は得られなかった。その後、2006年7月の日中経済パートナーシップ協議において再度問題提起したところ、中国側からは、①登録費用は1

契約毎ではなく、1回登録証を取得すれば有効期間（2年間）中は何回でも輸入可能である、②徴収した費用は中国国内の汚染防止・リスク予防の費用に使用している等の回答を得た。2006年4月の商務部との定例協議及び同年3月、6月及び11月のWTO/TBT委員会においても、本件について度々質問を行ったが、TBT協定との整合性、「危険化学品輸出入登録管理規則案」の早期施行及び今後の「有毒化学品輸出入規制リスト」の追加予定については、満足できる回答は得られていない。このような状況の中、2006年12月30日に「有毒化学品輸出入規制リスト」の改正（5種類追加及び48種類削除）が公告され、2007年1月1日から施行されたが、今回も事前のTBT通報はなされていない。今後も、欧米とも連携しながら、あらゆる機会をとらえて、中国側に本件問題の是正を求めていく必要がある。

サービス貿易

中国はサービス分野についても、二国間交渉及びWPにおける交渉を踏まえ、約束表を提出している。主要セクターごとに、その内容、実施状況および是正が望まれる点を見ると以下のとおりである。

(1) 流通(卸売・小売、フランチャイズ) [加盟に伴う約束]

WTO加盟以前の中国では、流通業における外資の参入は厳しく制限されており、地方政府の許可による外資進出の例はあるものの、中央政府ベースでは限られた大都市と経済特別区で小売業につき試験的な進出が認められているに過ぎなかった。中国はWTO加盟に当たり、流通業に関して次のような市場開放を進めること

を約束した。

卸売業については、加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に、外資のマジョリティ参加による合弁形態を可能とし、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に、外資出資比率規制を撤廃し100%外資による企業(外独資企業)の設立も可能にするとした。地理的制限や数量制限は加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に撤廃する。経営範囲については、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルムについては加盟後3年以内(2004年12月11日以前)、化学肥料、製油、原油については加盟後5年以内(2006年12月11日以前)、それ以外の商品(ただし、塩とタバコを除く)については加盟後1年以内(2002年12月11日以前)に、自由な流通を認めることとした。

小売業については、原則として、加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に外資のマジョリティ参加による合弁形態を可能とし、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に外資出資比率規制を撤廃するとした。ただし、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルム、製油、化学肥料等を扱う30店舗以上のチェーンストアについては、外資マジョリティ及び外独資の企業は認められない。また、自動車を扱う場合については、加盟から5年後に、外資制限は撤廃になるとしている。

小売業に係る地理的制限については、これまで認められていた沿海部の11都市に、加盟時は鄭州と武漢が加えられ、さらに加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に全ての省都、重慶、寧波を開放し、3年以内(2004年12月11日以前)に地理的制限を撤廃する。経営範囲については、加盟後1年以内(2002年12月11日以前)に認める書籍・新聞・雑誌、加盟後3年以内に認める薬品類・害虫駆除剤・根覆い用フィルム・製油、加盟後5年以内(2006年12月11

日以前)に認める化学肥料を除き、加盟時に全ての產品(ただし、タバコを除く)の小売りを認めることとした。

フランチャイズについては、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に地理的制限、外資出資制限等を撤廃すると約束した。なお、サービス提供者の数の制限(いわゆる需給調整等)については、サービス約束上特段の留保を行っていないことから、サービス協定第16条第2項に従って、中国はかかる制限を行わない義務を負っている。

また、映画以外の音響映像製品の流通については、中国のパートナーとの合弁を条件に、外国企業が従事することを認めている。

〔実施状況・問題点〕

2004年6月1日に、中国は「外商投資商業領域管理弁法」を施行した。本弁法は、流通分野における段階的自由化を履行する際の根拠となるもので、上述のWTO加盟約束に従い、外資制限や地理的制限を撤廃する内容となっている。例えば、同弁法では外資企業は、2004年12月11日以降、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルムを、2006年12月11日以降は、化学肥料の取り扱いを認めており、中国の流通サービス約束表の内容に概ね従っている。

また、2006年12月4日に「石油製品市場管理弁法」と「原油市場管理弁法」が商務部によって公布され、2007年1月1日より施行された。この2つの管理弁法では、原油、石油製品を経営する企業の資格条件、申請プロセス、提出書類、監督管理などの内容が規定されている。2つの管理弁法の施行により、従来の国家による原油資源の統一管理、中国石油・中国石化の2大グループによる石油製品の卸売独占の局面が打破され、資格を備えた外資企業は中国で原油、石油製品の卸売を経営することが可能になる。

<図表中一5> 流通分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	卸売業		小売業			
	地理的制限	出資比率	地理的制限	出資比率 (右記チェーンストアを除く)	出資比率 (自動車販売チェーン)	出資比率 (一部產品を扱うチェーン)
2001年12月			13都市	外資J/V設立を認め る(外資マイノリティ 出資可)	外資J/V設立を認め る(外資マイノリティ 出資可)	外資J/V設立を認め る(外資マイノリティ 出資可)
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)		外資J/V設立を認め る(外資マイノリティ 出資可)				
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	制限撤廃	外資マジョリティ出資 を認める	全ての省 都、重慶、 寧波を追加	外資マジョリティ出資 を認める		
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)		制限撤廃	制限撤廃	制限撤廃		
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)					制限撤廃	

これによって、中国は加盟後5年以内(2006年12月11日)までの対外開放が約束であったところ、2007年1月1日より、国内原油、石油製品卸売経営権が対外開放された。

しかし、「外商投資産業指導目録」等に基づき、本、新聞、雑誌及び音響映像製品の流通は内資過半の合弁企業にのみ認められている等、加盟約束との整合性に疑義のある規制も存在する。

また、外商投資商業領域管理弁法については、実施にあたっての細則や認可にあたってのガイドラインがなく、手続等が不透明であるとの問題もあった。その後、2005年4月2日に「外商投資非商業企業の販売の経営範囲増加に関する問題についての通知」が公布・施行され、従来の製造業や投資性会社が経営範囲に販売を加える方法が示された。また、2005年8月16日に「外商投資商業企業設立処理手続等の関連規

定」が公布され、審査手続や申請資料が定められた。この規定では審査期間は地方で1か月、商務部で3か月以内と規定された。さらに、2005年12月9日には「地方部門への外商投資商業企業の審査認可の委任に関する通知」が公布され、2006年3月1日の施行日からは一定の規模以下の店舗の設置については地方政府の認可で足りるようになった。その結果、審査認可のプロセスが簡素化、効率性が向上したため、多くの都市で外資商業企業からの申請件数が増加した。例えば2006年4月に、20社の外資商業企業が浙江省義烏市工商管理局から営業ライセンスを公布されたが、それ以前に義烏市で設立を許可された外商投資商業企業は3社に過ぎなかった。新規定が実施されてから、外資商業企業は大規模、かつ集中的に中国市場に進出するようになってきた。

我が国は、2006年4月に実施した商務部との定期協議や同年11月のWTOサービス貿易理事会等を通じて、一連の手続を明確にし、公表することを求めている。今後とも、流通業に関する法整備及び運用の動向について注視し、改善を求めていく必要がある。

(2) 建設、建築・エンジニアリング

[加盟に伴う約束]

建設サービスについては、WTO加盟以前は本邦法人に直接資質証（建設業許可）が発給され、本邦法人は工事規模に拘らずプロジェクト毎での受注が可能であった（いわゆる直接受注制度）。

中国は、加盟に際し、外資マジョリティを容認するとともに加盟後3年以内に100%外資による現地法人の設置を容認したものの、あわせて当該現地法人は下表の工事についてのみ請け負えるとの限定を課した（いわゆる4種限定）。

＜図表中一6＞

100%外資法人が受注可能な工事の範囲	
1	全額が外国投資・贈与により建設される工事
2	国際金融組織が貸付をし、国際公開入札が採用される工事
3	中外合資建設工事のうち、外資比率が50%以上のもの及び外資比率が50%未満で中国企業の単独受注が技術的に困難なもの
4	技術的に困難な国内投資建設工事で省政府等の許可を受けて中国企業と共同請負するもの

また、建築、エンジニアリング・サービス等については、中国は加盟に際し、建設と同様に外資マジョリティの合弁企業を容認するとともに、加盟後5年以内に100%外資による現地法人の設置を容認するとの約束を行った。

[実施状況・問題点]

建設サービスについては、加盟時の約束に従い2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第113号）」を公布し、100%外資法人が容認されることとなった。また、2003年9月には実際に我が国建設会社による最初の100%外資法人が認可された。

しかし、当該現地法人が資質証を取得するためには、特級、1級、2級、3級といった資質の等級毎に資本金、技術者数等の厳しい要件が課されているほか、等級毎に施工できる工事規模を限定している。また、建設工事では一般的な軸体工事における下請け専門工事業者の活用も禁止されており、現実に我が国建設会社の100%外資法人のほとんどが、その過重な要件ゆえに2級の資質取得にとどまっている。このように外国サービス提供者は、請負の範囲を前述の外資プロジェクト等に限定され、かつ、資質等級による工事規模が制限されるなど、その能力に見合う工事が施行できないばかりか、一般的な民間工事も施工できないため、これらが実質的な参入障壁となっている。

また、従来可能であった直接受注は、2005年7月より認められなくなり、外国のサービス提供者は、WTO加盟前よりサービスの提供が一層困難となった。

今後、100%外資法人の受注可能な工事の制限及び資質取得の際の要件の緩和・撤廃等により外国のサービス提供者が従前と同等以上の待遇を享受できるよう制度の改善が望まれる。

<図表中一7>

資質取得条件及び工事許可範囲の例（建築）		
	特級	2級
資本金	約45億円	約3億円
従業者 (技術者)	300人 (200人)	150人 (100人)
施工可能範囲	制限なし	契約額約15億円以下 28階建・径間36m・ 高さ120m・ 建築面積12万m ² 以下

一方、建築、エンジニアリング・サービス等については、2002年12月1日より実施されている「外商投資建設工事設計企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第114号）（以下、「設計規定」という）」について、2006年10月10日に中国建設部と商務部と共同で起草した『外商投資建設工事設計会社管理規定実施規則（以下、「細則」という）』がパブリックコメント版として発表されており、『設計規定』に対し解釈と改正を加える内容が盛り込まれている。例えば設計規定の第15条では、中国の公認建築士、公認エンジニアの資格をもつ外国サービス提供者の数が、各資質基準で要求される従業員数の1/4以上であるとした要件があるが、同細則によれば第15条の要件を満たしていない場合には、中国の公認建築士と公認エンジニアを雇用することができるとする等、関係要件を緩和する内容となっている。細則は2006年1月31日に公布された。

また、建設部は、2006年1月26日に『工事設計資質基準』をパブリックコメント版として発表、資質基準を「工事設計総合資質基準」、「工事設計業界資質基準」、「工事設計専門資質基準」、「工事設計特定項目資質基準」の4つの等級に分けている。同案によると、工事設計総合資質の要件として、直近3年間の年間工事調査設計契約額が10,000万元以上であること等、高

い要件が課されているが、上記細則では、外商投資建設工事設計企業の資質が『工事設計資質基準』に順ずるものとされるため、外商投資建設工事設計企業にとっては、工事設計総合資質を取得するのが困難となっている。

『工事設計資質基準』の公布スケジュールは未だ確定していないものの、資質取得に必要な要件が外資企業にとって過重であり、今後、要件がより合理的なものとされることが望まれる。

(3) 運送

[加盟に伴う約束]

貨物フォワーディング代理サービスについては、加盟時に外資比率49%以下の合弁企業設立が認められ、2002年12月までに外資マジョリティ出資も認められた。さらに2005年12月までに外資100%出資も認められる。最低資本金額は100万ドル以上とされ、活動期間は20年以下とされた。また合弁企業設立1年後には支店設置が可能となるが、各支店ごとに資本金12万ドルを当初資本金に追加しなくてはならないとされている。

なお、この当初設立時の最低資本金額制限は2005年12月までに、支店開設時の資本金追加要求については2003年12月までに内国民待遇が付与されると約束されている。

また、鉄道貨物運送については、加盟時に外資比率49%以下の合弁企業設立が認められる。さらに加盟後3年以内に外資過半所有を認め、6年以内に全額外資所有の子会社が認められる。

[実施状況・問題点]

2002年1月に「外国投資国際貨物運輸代理企業管理規定」（以下「規定」）が施行された。「規定」によると、外国投資国際貨物運輸代理企業

とは、「輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受け、委託人の名義或いは自己の名義により、委託のために国際貨物輸送及び関連業務を行い、かつサービス報酬を收受する」外国投資企業としている。2003年1月には、この「規定」が廃止となり、「外国投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」(以下、「弁法」)が施行された。「弁法」によると、外資出資比率が75%まで認められるようになり、その他、「規定」にあった最低資本金額100万ドル、支店開設時の追加資本金12万ドル等の義務については「弁法」において変更はなかった。

更に2005年12月11日、「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」が改正され、施行された。これにより、2005年12月11日より外商独資の国際貨物代理企業を設立することが認められたため、加盟約束を履行していると言える。

また、鉄道について、中国鉄道部は2005年7月に発表した『非公有資本の鉄道建設経営への参入の奨励と指導に関する実施意見』において、鉄道建設、鉄道輸送、鉄道輸送設備製造と鉄道多角経営などの4つの分野を全面的に開放し、非公有資本の参入を認可・奨励することを明らかにした。ただし、一連の政策方針が発表された一方で、関連の運用と実施細則が欠如している。現在、国家発展改革委員会は鉄道投資・融資体制の改革案を制定中であり、同案が外資と民営資本の鉄道市場への参入に対する指針と保障となることが期待されている。

(4) 電気通信

[加盟に伴う約束]

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービ

ス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟後、次のように段階的に市場開放を進めることを約束した。

基本電気通信サービス(公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等)のうち、国内・国際電話等のサービスについては、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に上海、広州、北京において、25%以下の外資出資を認める。また、5年以内(2006年12月11日以前)に14都市(成都、重慶、大連、福州、杭州、南京、寧波、青島、瀋陽、深圳、廈門、西安、太原、武漢)を追加し、外資出資上限を35%に上げる。さらに加盟後6年以内(2007年12月11日以前)に、地理的制限を撤廃し、外資出資上限を49%に引き上げる。

移動体通信サービスについては、加盟時に上海、広州、北京において25%以下の外資出資を認める。加盟後1年以内(2002年12月11日以前)に上記の14都市が開放地域に追加し、外資出資上限は35%に上げる。さらに3年以内(2004年12月11日以前)に49%までの外資出資を可能とし、5年以内(2006年12月11日以前)に地理的制限を撤廃する。

情報・データベース検索等の付加価値サービスについては、加盟時に上海、広州、北京において30%以下の外資出資が認める。加盟後1年以内(2002年12月11日以前)に上記14都市がさらに開放され、外資出資上限は49%に引き上げることとなっている。さらに2年以内(2003年12月11日以前)に地理的制限を撤廃し、外資出資上限は50%にまで上げる。

<図表中一8> 電気通信分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	国内・国際電話		移動体通信		付加価値サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月			上海・広州 ・北京	25%以下	上海・広州 ・北京	30%以下
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)			14都市追加	35%以下	14都市追加	49%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)					制限撤廃	50%以下
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)	上海・広州 ・北京	25%以下		49%以下		
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	14都市追加	35%以下	制限撤廃			
加盟後6年以内 (2007年12月11日までに)	制限撤廃	49%以下				

[実施状況・問題点]

電気通信分野における国内法の整備としては、2000年9月に「中国電信条例」が公布されている。同法第80条では、電気通信サービスへの外資参入について具体的な規定を国務院が別途定めるとしており、それを受け2002年1月に「外商投資電信企業管理規定」が施行された。同管理規定第5条では、資本金の最低金額を、複数地域にまたがって基本電気通信サービスを行う場合は20億元、付加価値サービスを行う場合は1,000万元、一つの省・自治区・直轄市で基本電気通信サービスを行う場合は2億元、付加価値サービスを行う場合は100万元とする旨が規定されている。同管理規定第6条は、同電信条例第10条と同様に、ポケベル業務を除く基本電気通信サービスを行う場合は、外資比率が49%以下でなくてはならないとしている。ポケベル業務および付加価値サービスについては電信条例に規定していないが、同管理規定は外資比率を50%以下に制限している。

「中華人民共和国電信条例」附則の「電信業務分類目録」が改定され2003年4月より施行された。「電信業務分類目録」は「基礎電信業務」・

「付加価値電信業務」等のそれぞれのカテゴリに含まれる業務を示している。さらに、日進月歩で発展する電信業務に対応するために、2004年5月には2003年4月施行の「電信業務分類目録」の改定が行われカテゴリの更なる細分化がなされた。まず、「基礎電信業務」は、市内電話・長距離電話・移動通信・衛星通信・インターネットおよびその他のデータ転送業務・プロバイダ業務・国際通信基礎施設業務など9項目に分けられ、その下にさらに30項目近い業務に細かく分類された。移動通信に関しては、3G（第三世代移動通信技術）に関しての記述もあり、2003年4月に施行されたものと比較するとカバーする範囲が大きく、大きな進歩が見られる。同目録は通信業務の範囲を明確にするもので透明性の観点から評価される一方で、今後の技術革新により生まれてくる新しい業務について、目録に掲載されるまで許認可がなされないのでないかとの懸念も生まれている。

また、インターネット事業に関しては、2000年9月に「インターネット情報サービス管理規則」が施行されている。ここでは外資合弁企業の設立は国務院情報産業部の審査認可が必要で

あること等が定められており、また外資比率については他の法律の規定に従うとされており、上記「外商投資電信企業管理規定」の適用を受けることとなる。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域等の制限を段階的に緩和しているが、実際に外資企業による中国の電気通信業への参入は順調には進んでいない。2006年には外資企業が主に資本参加や提携などの形で中国電気通信市場に進出した。同年6月には、中国聯通が韓国SKに対し10億ドルの転換社債を指定発行したほか、双方が戦略連盟枠組み協定を締結し、全面的な戦略提携を開始した。9月～11月に、コモンウェルス・バンクとJ.P.モルガンが香港取引所で中国電信の株式を大量購入、株式保有比率がそれぞれ8.2%、7.2%に達し、中国電信の第2、第3の株主となった。ただし、これらは外資が中国の3Gの発展見通しを高く評価して財務的投資を行ったものと見られ、中国電気通信市場への外資本格進出は必ずしも進んでいくわけではないと言える。

現在中国政府は、WTO加盟時の約束に沿った「電気通信法」の制定を急いでおり、2005年9月に全国人民代表大会に提出されたが、予定通りに審議が行われておらず、その公布・実施は早くても2007年にずれ込む見込みである。現在の草案では電信価格が、政府による定価制、政府指導価格から、市場価格への移行、基本電気通信サービスから独立した電信監督機構の設置、インターネットにおける禁止行為に対する罰則(最高で500万元)、等の内容が盛り込まれている。

また、コンピュータ関連サービス等の隣接サービスにもWTO上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である。

(5) 金融

(保険)

[加盟に伴う約束]

生命保険に関しては、加盟時に外資比率50%までの合弁会社設立が上海、広州、深圳、佛山、大連において可能となる。合弁パートナーについては、自由に選択できる。加盟後2年以内に、北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられる。3年以内に地理的制限は撤廃され、業務範囲についても、外国人・中国人に対し健康保険、グループ保険、年金保険を取り扱うことも可能となる。

非生命保険(損害保険等)に関しては、加盟時から外資比率51%までの合弁会社又は支店の設立が上海、広州、深圳、佛山、大連において認められる。

加盟後2年以内には、外資100%子会社の設立が可能となり、また、北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられ、あらゆる範囲の損害保険等を外資企業のみならず中国資本中資企業にも提供することが可能となる。加盟後3年以内に地理的制限も撤廃される。ただし、強制保険については内国民待遇の例外とされ、強制保険取扱いを外資保険会社に認めることは約束されていない。

保険仲介サービスにより仲介手数料を得る保険ブローカーについては、加盟時から外資比率50%までの合弁会社設立が上海、広州、深圳、佛山、大連において認められる。加盟後2年以内に北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられる。3年以内に地理的制限が撤廃され、外資比率上限が51%に引き上げられる。5年以内に外資100%出資子会社の設立が可能となる。

<図表中一9> 保険分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	生命保険		損害保険		保険仲介サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月	上海・広州 ・大連・深 圳・佛山	50%以下	上海・広州 ・大連・深 圳・佛山	51%以下	上海・広州 ・大連・深 圳・佛山	50%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	10都市追 加		10都市追 加	制限撤廃	10都市追 加	
加盟3年以内 (2004年12月11日までに)	制限撤廃		制限撤廃		制限撤廃	51%以下
加盟5年以内 (2006年12月11日までに)						制限撤廃

また、中国政府はこれまで免許発給数を厳しく制限してきており、我が国保険会社によるものをはじめとする多数の進出希望が実現されなかつたが、加盟時から次の基準以外の認可条件は課さないと約束している。

- ・加盟国において30年以上の営業経験があること
- ・中国国内に2年以上駐在員事務所を設置していること
- ・申請前年末に総資産が、ブローカー以外は50億ドル以上、ブローカーは加盟時に5億ドル以上（この上限は加盟後1年内に4億ドル以上、加盟後2年内に3億ドル以上、加盟後4年内に2億ドル以上に引下げられる）であること

現存する中国再保険会社への20%の再保険義務については、加盟後1年間で15%、加盟後2年間で10%、加盟後3年間で5%に引下げられ、加盟後4年間で撤廃される。

[実施状況]

外資保険会社への出資比率については、①生命保険会社の出資比率制限は継続されている。2004年6月15日より施行された「外資保険会社管理条例実施細則」第3条によれば、外国保

険会社と中国の会社が中国国内で生命保険業務を取り扱う合弁保険会社を設立する場合、このうち外資の比率が合弁会社の株式の50%を超えてはならない。この比率は中国WTO加盟時の約束に合致している。②2003年12月11日付けて公布した「中国保監会によるWTO加盟の承諾履行に関する公告」によれば、同日より、外資財産保険会社が法定保険業務以外の全ての非生命保険業務を取り扱うことが可能となった。これにより外資財産保険会社は、「経営保険業務許可証」変更等の関連手続を行ってよい。つまり、外資財産保険会社は中国において独立して保険業務を行うことができ、出資比率の制限は既に撤廃されたと見てよい。③保険ブローカー会社の外資出資比率制限を加盟後3年以内（2004年12月11日まで）に50%以下から51%以下に引き上げる約束についても、2004年12月11日に公布された「中国保監会によるWTO加盟の承諾履行に関する公告」によると、同日付けて保険ブローカー会社の外資出資比率制限を51%以下に引き下げている。

更に外資保険会社への地理的制限についても、約束に従い、2004年12月に撤廃され、中国は加盟約束を履行していると言える。

なお、2005年12月に施行された「中国再保険業務管理規定」によると、在中国保険会社は再

保険料の50%以上を最低2つの中国国内の再保険専門会社に対し優先的に募集を行わなければならない（第11条）。また、外国保険会社は保険監督管理委員会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止される（第22条）。

WTO加盟時の再保険に関する第3モードでの約束では、加盟後4年目の2005年12月11日までには強制出再制度は撤廃、第3モードでの再保険に関する留保は全て削除される予定であったことに照らすと、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。

（銀行）

【加盟に伴う約束】

外貨業務については、加盟時から地理的・顧客に関する制限なく営業ができるとされた。人民元業務に関しては、上海・深圳に加え、加盟時に天津・大連、加盟後1年以内に広州・珠海・青島・南京・武漢、2年以内に濟南・福州・成都・重慶、3年以内に昆明・北京・廈門、4年以内に汕頭・寧波・瀋陽・西安を開放し、5年以内には地理的制限は撤廃する。また、加盟後2年以内に中国企業、5年以内に中国個人に対するサービス提供を可能とする。さらに、いざれかの地域で人民元業務を許可されている場合、その他の人民元業務開放地域においても人民元業務が認められることとした。ライセンス基準は信用秩序維持のみとされ、エコノミックニーズテストやライセンス発給数量制限は設けられないとした。加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃する。

設立資格要件としては、申請前年末の総資産について子会社の設立は100億ドル以上、支店開設は200億ドル以上、合弁銀行設立は100億ドル以上であること、また人民元業務を行うた

めには、中国で3年以上の営業実績があり、かつ申請前に連続して2年間利益を計上していることとした。

【実施状況・問題点】

2002年2月1日に、「外資金融機関管理条例」が修正され施行された。本条例では、外資銀行設立に關し、中国国内で駐在員事務所設置が2年以上であること、申請前年末の総資産が子会社を中国国内に設立する場合には100億ドル以上、支店の場合には200億ドル以上であること等の要件が課され、また、人民元業務の要件として、中国で3年以上の営業経験、申請前2年連続して営業利益を計上する等が課されている。

合併パートナーについて、従来中国側パートナーは金融機関に限られていたが、同条例改正では金融機関以外の会社との合併が認められることとなった。これらはいずれもサービス約束表の約束に沿ったものとなっている。

人民元業務に関しては、2002年12月1日より開放地域に広州・珠海・青島・南京・武漢、2003年12月1日には、濟南・福州・成都・重慶に拡大、更に、2004年11月24日には昆明、北京、廈門、西安、瀋陽において認めた。そして2005年12月3日付けで「銀行業のより一層の対外開放の関連事項に関する公告」を発布し、加盟約束どおり、汕頭・寧波において認めると共に、ハルビン、長春、蘭州、銀川、南寧など5都市を前倒しで開放した。

その後、2006年11月に『外資系銀行管理条例』が公布され、2006年12月11日より実施、同時に中国銀監会が同条例に基づいて制定した『外資系銀行管理条例実施細則』も実施された。それとともに、『外資系金融機関管理条例（2001年公布）』は廃止され、外資系銀行に対し、人民元業務を開放した。

なお、外資系銀行の業務展開の条件等については、以下のとおりとなっている。

①外国独資銀行、中外合弁銀行の登録資本金のミニマムは10億元または同価値のハードカレンシーである。その支配株主または筆頭株主は商業銀行でなければならない。外国独資銀行、中外合弁銀行が中国国内で支店を開設する場合は、本店から1億元または同価値のハードカレンシーの運転資金を出資しなければならない。ただし、各支店に出資した運営資金総額は資本総額の60%を越えてはならない。外国銀行の支店は、本店から2億元または同価値のハードカレンシーの運営資金を出資してもらわなければならない。

②外国独資銀行、中外合弁銀行が、中国国内

個人を対象に人民元預金を取り扱ってよい。クレジットカード業務も取り扱うことができる。また中国銀行業監督管理機関が許可した業務範囲内で、政府債権、金融債権、及び株式以外の外貨有価証券を売買することができる。一方、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務は1口当たり100万元以上の定期預金に限り、外銀が中国の個人向けに全面的に人民元を扱うには現地法人設立が実質的な条件となっている。

③外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになり、その結果、「預金に対する融資の比率は75%以下」、「一つの企業向けの融資は銀行の資本残高の10%以下」などの規制が新たに課せられる。

		外国独資、中外合弁銀行	外国銀行支店
資金制限	登録資本金 or 運営資金	10億元または同価値のハードカレンシー	2億元または同価値のハードカレンシー
	申請まで前年末の資産総額	100億ドル	200億ドル
業務制限	外貨業務制限	制限なし	
	人民元業務制限	制限なし	中国国内個人向けの人民元業務は1口当たり100万元以上の定期預金に限る。
地域的制限		制限なし	

加盟約束履行のための規制対応がなされたことは評価するものの、中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、我が国としても2006年11月のWTO金融サービス委員会・中国TRMで制度の詳細について確認を行ったが満足な回答が得られていない。引き続きその運用状況を含め、中国における銀行業の対外開放状況について注視する必要がある。

(6) 郵便・クーリエ

[加盟に伴う約束]

法令に基づき現在中国郵政部門独占経営しているサービスを除いて、加盟時より外資比率49%以下の合弁企業設立が認められ、2002年12月までに外資マジョリティが認められるようになる。さらに2005年12月までに外資比率100%の子会社設立も認める。

[実施状況・問題点]

WTO加盟約束では2005年12月までに外資

独資を認めることとなっているが、現在（2007年1月）、いつ独資参入が可能になるかは未定な状況である。これは「郵政体制改革法案」の進展状況と「郵政法」の成立に関連している。

宅配市場の混乱、宅配企業と郵政部門の摩擦激化に伴い、1986年12月に制定・実施された「郵政法」では既に対応できなくなり、改正が必然的になってきている。昨年は、この「郵政法」草案第6稿（2004年7月発表）についての作業は進展を見せなかっただけで、重点的に「郵政体制改革法案」が議論されていた。この「郵政体制改革法案」は最終的には「郵政法」の制定に向けた障害を取り除くことを目的としており、改革を通じて利害関係を調整し、国家の郵政管理について、枠組みと範囲を明確化することを目指している。2005年9月に「郵政体制改革法案」が発表され、2006年9月以降、中国の省レベル（天津市、浙江省、山東省、四川省、陝西省）で郵政管理局が次々と設立されている。昨年になってから、「郵政法」草案第7稿（2006年1月）が発表されたが、議論や意見が多数出されたため、8月に第8回草案が取りまとめられた。この第8回草案では、以前は350グラム未満の書状としていた中国郵政部門の独占範囲を、150グラム未満の書状と縮小させている。しかし、郵政専営権と監督管理取締の主体認定などの問題に関しての議論が続けられ第8回草案はいまだ、全国人民代表大会常務委員会の審議日程にあがっていない。なお、第8回草案では、「国内手紙速達業務に従事する企業は外商投資企業以外の企業でなければならない」と規定する等、外資企業の中国での業務範囲拡大等は困難な内容となっている。

引き続き、加盟約束が履行されるよう、法整備の状況等を注視していく必要がある。

知的財産保護制度

【加盟に伴う約束】

中国の知的財産保護制度については、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会（WP）において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の一つであった。WPでの交渉の結果、中国は、加盟後直ちにTRIPS協定を遵守することを約束した。

すなわち、TRIPS協定上の義務を、途上国等に係る経過措置の適用を求めるうことなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に専利法（特許・実用新案・意匠を含む。）、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。さらに、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、さらには一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

【実施状況】

中国における知的財産の保護は、実体面では専利法、商標法、著作権法、反不正当競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では民法通則、刑法、税関法、知的財産権税関保護条例等により規定されている。WTO加盟に向けて国内法令をTRIPS協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。また、知的財産権保護を強力なイノベーション能力を有する国家への転換のための重要な戦略として位置付け、「知的財産権保

護行動綱要（2006－2007年）」、「2006年における中国の知的財産権保護に関する行動計画」（2006年3月）を制定し、積極的に知的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。

[問題点]

中国における知的財産制度は、実体法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点についてはなお改善が必要であるものの、概ねTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、かねてから中国について問題視されてきた模倣品・海賊版等の不正商品の横行という実態は、中国政府当局の取り組みにもかかわらず、最近に至っても改善を見せておらず、悪化の傾向にあるとの指摘もある。2004年度に模倣被害があったと回答した我が国企業のうち、約62%が中国（含む香港）において模倣品が製造されたとする調査結果（特許庁「2005年度模倣被害調査報告書（2006年3月）」）、また2004年から2005年にかけて、中国において知的財産権の侵害を受けたとする日本企業が、115社のうち87社（約76%）である調査結果（経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査（2006年5月）」）はこれを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取り締まりの強化など、運用面での取り組みの改善が必要である。

以下に、更なる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

＜措置の概要＞

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については

WTO加盟を契機として、中国の一連の法改正により改善が図られた点を評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、迅速かつ効率的に、また公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ運用されることが不可欠である。

以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

＜国際ルール上の問題点＞

① 不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の処罰（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により定められている。

（行政上の取締）

行政上の取締については、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。例えば、商標権侵害の場合、商標法実施条例（第52条）は、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額（権利侵害品の価値）の3倍又は10万元以下（不法経営額が計算できない場合）を上限としているが、商標権侵害により得ることが可能な不当利得との対比で、十分な抑止効果を有するものかは疑問がある。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部局（版権局）による行政処罰が執行されるための手続きが明確化されておらず、行政処罰を求める際に侵害者・偽物製造工

場等を特定する証拠の提出が権利者に求められるなど、捜査権限を有しない権利者にとって過重な要件が課されており、運用要件の明確化、過重な要件の緩和が望まれる。

さらに、行政処罰の内容として、権利侵害品の没収・廃棄は行われるもの、再犯防止のために効果のある違法所得の没収や製造装置の廃棄・破壊までに至る例は少なく、再犯がかなりの頻度で発生していることから(経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査(2006年5月)」)、追加の侵害の抑止を求めるTRIPS協定第41条の観点から、処罰の強化が求められる。

税関における取締についても、総担保弁法の施行により手続の簡素化が実現されたものの、更なる改善が求められる。具体的には、現行の手続きの改善(権利者の応答期間の適正化や確認手続の簡素化など)、侵害認定の際の保管料等の権利者負担の廃止、権利侵害品没収・廃棄の徹底等が挙げられる。特に権利侵害品の没収・廃棄については、税関で没収された侵害品は、公益機関に交付して社会公益事業に利用しなければならず、利用できない場合でかつ権利者の買取りもない場合には侵害の特徴が削除できない場合を除き、侵害の特徴を削除した後に競売に付すとの規定(知的財産権税関保護条例第27条及び同実施細則第30条)があり、実際に侵害品の交付がなされているとの指摘がある。交付や競売を通じて侵害品が市場に還流するおそれがあることから、TRIPS協定の関連規定(第46条、59条等)の趣旨に鑑み、権利侵害品の没収・廃棄の徹底を通じて還流や再犯の防止が効果的に行われるよう、引き続き注視していく必要がある。

また、中国で製造された模倣品等が近隣のアジア諸国等に輸出されており、不公正な形で国際貿易を歪曲させている可能性が指摘されている。現地進出日系企業に対する調査結果

(JETRO北京センター／中国日本商会「第4回中国模倣被害実態アンケート調査結果」2006年3月)では、模倣被害があったと回答した企業のうち、52%の企業が中国からの輸出被害があると回答している(「輸出被害の疑惑あり」とした企業の割合19%を含む)。さらに、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。輸出品の取締はTRIPS協定第51条の義務ではないものの、第41条第1項で規定する効果的な権利行使実現のためにも強化すべき分野であると言える。

(民事上の救済)

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し、権利者が侵害行為を抑止するために費やした合理的な費用を含む損害賠償の請求が認められているものの(専利法第60条、商標法第56条、著作権法第48条など)、必ずしも十分な賠償金が認容されない、勝訴しても賠償金が取れないといった指摘がある。中国政府の調査では、賠償金の平均額はわずか4万元程度である(国务院発展研究中心対外経済研究部課題グループ「模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査・研究」2003年5月)。この点に関しては、例えば2001年7月施行の「最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」、2002年10月施行の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、「著作権民事訴訟案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」において損害の算出方法が規定されているが、実際には各解釈で規定されている賠償額の範囲内でのみ賠償が認められる事例が多く、権利者が適正な賠償を受けられないと指摘がある。損害補償のための十分な賠償を求めるTRIPS協定第45条の規定や、中国がWTO加盟時に損害賠償額の適正化について約

束していることにも鑑み、裁判における賠償額の認定にあたり、上記規定がどのように運用されるかを引き続き注視していく必要がある。

(刑事上の制裁)

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節において、知的財産権の侵害にかかる刑事案件に対して懲役や罰金等の罰則が規定されている（商標権侵害について第213条から第215条、著作権侵害について第217条及び第218条）。刑事罰の適用要件につき、2004年12月に施行された「知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈」では、金額基準（閾値）の一部引下げ等がなされた結果、刑事訴追件数が増加する兆しがあるとの指摘が我が国企業からなされており、閾値の引下げについて一定の評価はできる。しかし、現行の閾値が依然として高いことから、不法経営額の算定において正規品の価格ではなく、権利侵害品の価格を基準とすることにより不法経営額が低く算定されることと相俟って、商業的規模の侵害であっても刑事訴追基準（閾値）を満たさず刑事罰が課されない。さらには、法人による侵害に関する閾値が個人による閾値の3倍とされているため、依然として法人による侵害はより刑事罰が課されにくくなっている。例えば、法人による商標権侵害品の販売については、侵害規模（販売価格×個数）が15万元（約225万円）以下の場合は行政罰は適用されるが、刑事罰は適用されないことになる。当該閾値は製品の種類にかかわらず一定であるため、特に単価が低い製品においては、非常に多数の侵害品が押収されたとしても基準を超えずに刑事罰が課されないことになり、問題が大きい。このように、刑事罰が依然として課されにくい現状は、侵害に対する抑止力を欠くことになり、特に効果的な再犯防止につながらないた

め、実効的な知的財産権の執行の観点から大きな問題がある。また、閾値回避のために小口化して流通・在庫管理を行う侵害事例が多くなり、特に小規模な小売段階での刑事摘発が困難であり組織化・巧妙化する模倣品ビジネスの実態に対応できない事態が生じる。

現行の閾値は、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めたTRIPS協定第41条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めたTRIPS協定第61条等との整合性が問題となりうる。本問題は特に米国によって様々な局面において取り上げられているが、我が国としても実効的な知的財産権の執行の観点から強く関心を有し、日中パートナーシップ経済協議等の日中間での各種二国間協議の場や、WTO／TRIPS理事会での経過的レビューといった多国間の場で改善を要請しており、引き続きその動きを注視していくことが重要である。

また、法人の基準額を個人の3倍としたことにより、従来の訴追金額を上回る規定や、金額基準の変更がない規定もあり、基準の引下げを司法機関に勧告するとしたWTO加盟時の約束が適切に履行されていない点でも問題があるとともに、刑事罰の対象となる侵害範囲が限定されている点（商標権侵害の同一性要件（213条）、著作権侵害の営利目的要件（第217条）等）につき、故意による商標の不正使用及び著作物の違法な複製について刑事罰の適用を定めたTRIPS協定第61条の規定との関係から問題となりうる。

② 審査手続の遅延

WTO加盟後、中国においては審査官増員等の審査遅延の改善に向けた取り組みが進められている。従来、一部分野の特許出願に審査遅延問題が生じているとの声があつたが、関係当局

の取り組みにより着実な改善がなされているとの報告が我が国企業からなされており、評価できる。今後とも迅速な審査が行われるよう、継続的な取り組みが期待されるとともに、迅速な審査を確保するための有効な手段である優先審査制度や早期審査制度といった規定・運用の整備が望まれる。また、審査期間に関するデータを定期的に公表することは、透明性の向上に資すると考えられる。さらに、近年の出願・審査件数の増大により、異議申立や無効審判の処理期間が長期化しつつあるとの指摘がなされており、今後改善を求めていく必要がある。

③ 外国における発明や意匠を盗用した出願

中国においては、外国において発明された特許や創作された意匠が、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例が多数あることが、我が国企業から報告されている。

専利法等に基づき、権利の帰属に関する確認を求めることが可能であるが（専利法第45条、専利法実施細則第79条、第86条など）、審査や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止する取り組みを求めていく必要がある。

④ 地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取り締まり上の重要な問題点の一つとして、「地方保護主義」の問題が指摘される。具体的には、取り締まりを担当する地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理解が欠如しており（制度・条約の内容の不完全な理解や存在自体の不知）、更には地元業者による模倣品・海賊版の製造行為

が地元に益するものとの認識から、取り締まりに手心を加える、取り締まり情報を不正商品の製造者に内通する、といった事例が報告されている。

地方当局におけるこのような行為の継続は、中国における知的財産権の迅速かつ的確な権利行使を阻害するものであり、TRIPS協定第41条第1項（侵害に対する効果的措置のための国内手続確保）等との関係から問題となりうる。また、外国人・外国法人たる権利者の救済において差別的効果を伴う場合には、保護に関し内国民待遇を定めるTRIPS協定第3条第1項との関係からも問題となりうる。

地方保護主義については、中国政府も「知的財産権保護行動綱要（2006-2007年）」において地方保護主義の打破に言及し、知的財産権保護業務を地方の各級政府の重要議事のスケジュールに取り組むことを要請する等、その是正に積極的に取り組むとの姿勢を示しているが、未だ上記のような地方保護主義が残存しているとの声が根強くあり、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

（2）周知商標保護

＜措置の概要と国際ルール上の問題点＞

外国の周知商標保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EUも法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっていた。従来、周知商標については、中國企業のみリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS協定第3条（内国民待遇）との関係で問題があったが、前述の「周知商標の認定と保護に関する規定」（2003年6月1日施行）の施行により、中国企業のみのリスト化が廃止され、外国の周知商標についても認定が進んでいることは評価できる（現在、日本企業6社の商標が国家工商行政管理総局に周知商標として認定さ

れている)。

引き続き、地方条例とあわせて、運用面で内外無差別での周知商標の保護がなされ、また認定手続きの透明性の向上が進められていくこととなるかを注視していく必要がある。

(3) 特許・ノウハウ等のライセンス規制

＜措置の概要＞

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理条例」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）に対して規制が行われてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス規制についての条項は、「技術輸出入管理条例」等の施行を経て TRIPS 協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取り組みについては評価できるものの、「技術輸出入管理条例」に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）や特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた同第 28 条 2 項との関係から問題となりうる。また、規制が撤廃されたにもかかわらず、対価規制や契約期間の制限などを運用上義務付けられた事例もあり、運用についても問題視する声は強い。

以下に、TRIPS 協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

一制限条項（技術輸出入管理条例第 29 条第 5 項ないし第 7 項）

これらの条項によると、技術導入契約はいくつかの「不合理な」制限条項を含んではならない。この「不合理な」という文言がどのように

解釈されるのか、さらに言えば、管理条例が言及する「合理性」を TRIPS 協定に整合するよう解釈するために、当事者にどのような準拠法選択が許されるのか明らかではない。

一改良の所有権（技術輸出入管理条例第 27 条及び第 29 条第 3 項）

管理条例第 27 条は、ライセンスを受けた技術の改良は、改良を行った当事者に帰属している。本条は、ライセンサーがライセンスを受けた技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、ライセンサーがこれを制限することを禁止している管理条例第 29 条第 3 項と合わせて読まれなければならない。これらの強制的な規定のため、外国のライセンサーはジレンマに直面している。すなわち、外国投資家として中国においてその技術をライセンスしたいと考えるが、当該技術がライセンサーにより改良された場合、当該技術をほぼ管理できなくなるのであればライセンスはできないという状況に直面する。

しかしながら、国内の技術の移転又はライセンス契約については、中国契約法第 354 条は、契約当事者は、技術的業績による改良の所有権につき、契約で定めることができると規定している。契約の定めがない場合にのみ、当該改良は改良をした当事者に帰属することになる。契約法第 355 条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、かかる別段の定めが適用されると定める。

一ライセンサーの責任（技術輸出入管理条例第 24 条、第 25 条）

ライセンサーがその技術を利用して第三者の権利侵害で訴えられた時について、旧条例の応訴義務は削除されたものの、依然、技術輸出入

管理条例第24条に「譲渡者が提供した技術を使用し、他人の合法的権益を侵害した時は譲渡者がその責任を負う」との文言が残されている。このため、外国のライセンサーは、依然として第三者から法的責任を追及されるリスクにさらされており、技術の供与に慎重にならざるをえない状況にある。

また、提供した技術が完全で、かつ有効なものであり、技術的目標を達成することができることをライセンサーが保証しなければならないこと（技術輸出入管理条例第25条）等の規定も残されており、これについても同様に法的責任のリスクの問題がある。

今後、技術輸出入管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約を認可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関わる制度と運用の両面について、TRIPS協定の遵守状況に検証を加える経過的レビューを実施することとされている。2006年は10月のTRIPS理事会で5年目の経過的レビューが行われ、我が国は、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性を始めとした指摘を行った。エンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされたところである。また、2006年は、商務部との次官級定期協議（4月）、日中経済パートナーシップ協議（12月）、日中特許庁長官会合（11月）等の二国間協議の場の他、WTOの貿易政策検討制度（TPRM）（4月）、民間の業

種横断的な模倣品対策組織である「国際知的財産保護フォーラム」との知的財産保護官民合同訪中代表団（6月）でも、これらの知的財産問題の改善を要請した。中国政府に対しては、引き続きこれらレビューや二国間協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点があれば是正を求めていくことが必要である。

さらに改善が見られない場合には、必要に応じてWTOの紛争解決手続を用いることも検討する必要がある。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び各種セミナー等により支援を行っている。加えて、法制度の更なる改善の観点から、専利法改正調査団との意見交換（2006年9月）、日中不正競争防止法検討会（2006年9月）、最高人民法院裁判官・最高人民検察院検察官を含む両院の知的財産法制度担当官の招聘（2006年11月）、国務院法制弁公室・国家工商行政管理総局の知的財産法制度担当官の招聘（2006年12月）等を通じて、中国における制度改善のための協力を働いている。中長期的視野に立って、司法部門および審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面的な取り組みがなされることも重要である。

さらに民間ベースにおいても、中国当局の一層の取り組みを促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、「国際知的財産保護フォーラム」による取締り能力強化のための協力、欧米企業も参加している「優良ブランド保護委員会（QBPC/Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各種

活動を行っている。このような活動を支援するため、JETRO では日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口を北京・上海・香港・広州・大連・青島に設置し、中国政府との橋渡

しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進が図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

参考◆整備された主な法令

(1) 2006 年に整備された主な法令

① 情報ネットワーク伝達権保護条例（2006 年 7 月 1 日施行）

著作権法第 58 条に基づいて制定され、中国のインターネット上の著作権保護に関し、著作物削除要求等のインターネットサービスプロバイダー（ISP）を通じた権利救済措置、情報ネットワーク伝達保護のための技術的措置等、権利者に有効な手段を提示している。

② 総担保弁法（2006 年 7 月 1 日施行）

あらかじめ税関に総担保として所定の金額を納めておけば、税関で権利侵害疑義貨物が発見された度に担保金を提供する必要がなく水際での手続を簡素化している。

(2) 2005 年以前に施行された主な法令

① 専利法

2000 年 8 月、全国人民代表会議において、特許・実用新案・意匠の保護を担っている「専利法」の改正が決定され、2001 年 7 月 1 日より改正法が施行された。「専利法実施細則」についても、2002 年 12 月 28 日に改正細則が施行された。

改正法の重要な特徴は、これまで特許のみに認められていた裁判所における審理終結権を、実用新案および意匠にも与えたことである。また、特許権者に対し、他人が特許権者の許諾なしに「販売の申し出」や「輸入」を行う行為を禁止する権利を付与した他、善意で他人の特許を実施した場合にも、その特許に係る製品が合法的な源泉を持つことが証明できる場合を除き特許権侵害行為と認定できるようになった。また、訴訟前の権利侵害行為の停

止命令や財産保全措置を規定する条項も設けている。さらに、地方特許管理機関に明確な法的地位を定義し、特許に関する紛争処理の機能を創設した。なお、2008 年に改正が予定されており、2006 年 8 月に公開された専利法改正案は、遺伝資源を利用した発明に関する規定、公衆衛生及び不実施に関する強制実施権の規定などを含んでいるため、引き続き注視して行く必要がある。

② 商標法

2001 年 10 月、全国人民代表会議において、「商標法」の改正が決定され、12 月 1 日より施行された。

改正法の重要な特徴は、「周知商標」「団体商標・証明商標」「立体商標」「司法による最終決定」等の規定が導入され、TRIPS 協定への対応を図ると同時に、近年、その取り締まりの強化が求められている模倣品問題に対処するため、侵害行為に対する行政機関による執行権限を明記し、侵害品の販売行為の取り締まりの実効性を高めるため「明知」（登録商標を無断で使用していることを知っていたこと）の要件を削除し、損害賠償に関する規定の充実を図っている。

また商標法改正に伴い、細かな運用規定を定めた商標法実施条例についても 2002 年 9 月 15 日に施行された。右条例のポイントとしては、周知商標の認定について、従前の「周知商標認定及び管理に関する暫定規定」とは大きく異なり、商標登録出願の審査段階または審判段階においてその商標権の帰属について争いが生じた際に、個別に周知商標の認定を申請し、商標局又は商標評審委員会がこれを認定することとなったこと、そして商標権侵

害に関する罰金は、従来の「不法経営額の 50 %以下」から「不法経営額の 3 倍以下」と大幅に引き上げられたことなどがあげられる。

さらに、周知商標に関して、2003 年 6 月 1 日に施行された「周知商標の認定と保護に関する規定」においては、周知商標の事前認定制度(周知商標のリスト化により保護されていたのは、中国企業のみ。)が廃止され、個別の事案ごとに周知性を認定することなどが規定された。

なお現在、国家工商行政管理総局商標局において商標法の改正草案が検討されている。

③ 著作権法

2001 年 10 月 27 日、全国人民代表会議において、「著作権法」の改正が決定され、即日、公布・施行された。この改正のポイントは、著作権法制を TRIPS 協定に整合化するため、外国著作物への保護を拡大し、貸与権を明示的に規定する等の対応が図られた。

著作権法改正に伴い、実施細則を定めた著作権法実施条例も、2002 年 9 月 15 日から施行されている。同条例のポイントは、「外国作品の保護」を明文化し、罰金規定として「不法経営額の 3 倍以下」と規定したことなどがあげられる。

また、2001 年 12 月、同法に基づく「コンピュータソフトウェア保護条例」が公布され、2002 年 1 月 1 日より施行された。この条例も、TRIPS 協定に対応するため、コンピュータプログラムを著作権により保護することを明確化するとともに、従来、25 年間の保護期間を 50 年間まで更新が可能とされていた点を、著作者の死後 50 年間に改める等の対応が図られた。

④ 技術輸出入管理条例

2001 年 12 月、外国企業と中国国内企業との間で締結される特許・ノウハウ等の実施許諾契約(いわゆる国際ライセンス契約)を規律する「技術導入契約管理条例」に代わる「技術輸出入管理条例」が公表された。また、2001 年 12 月、同法に基づく「輸

入禁止輸入制限技術管理弁法」、「技術輸出入契約登録管理弁法」等が公布され、いずれも 2002 年 1 月 1 日より施行された。これら法令の整備は、TRIPS 協定への対応を図るものであり、加盟交渉を通じて TRIPS 協定に整合していないと指摘されていた、実施許諾契約を 10 年間に制限する等の条項が削除された。

⑤ 知的財産権税関保護条例

2004 年 3 月、特許権について輸入者の担保金の提供により通関を請求できることとするなど TRIPS 協定を踏まえた規定が導入された。商標権侵害に係る没収物品の競売制度や、権利侵害品の倉庫保管料等の権利者負担などの規定も一部修正されたが、改善がなされていない部分がある。

⑥ 知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈

2004 年 12 月に、特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権侵害に対する刑事处罚を明確化する司法解釈が施行された。主な内容は以下のとおり。

- i) 刑事訴追基準に関し、2001 年 4 月 18 日に施行された「最高人民検察院、公安部経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」に規定される違法所得金額等の金額基準を引下げた。
- ii) 刑法における用語に対し、明確な定義を行った。
- iii) 権利侵害製品の価値の計算方法について規定を設けた。
- iv) 事業者の犯罪の場合、個人犯罪に対する刑罰の 3 倍を基準として刑罰を科すこととした。
- v) インターネットを通じて他人の音楽や映画等を颁布する行為を、刑法上の違法行為とみなすこととした。

⑦ 最高人民法院の技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈及び公告

(2005年1月1日施行)

契約法中の技術契約について紛争が生じた場合の法律適用に関する司法解釈である。これまで内国民待遇上の問題があるとして指摘を行ってきた技術輸出入管理条例第29条第5項ないし第7項の制限条項と同様の内容が、技術契約の無効事由として盛り込まれている（第10条）。

⑧ インターネット著作権行政保護弁法（2005年5月30日施行）

インターネット上の著作権侵害における著作権者、インターネットサービスプロバイダー（ISP）、コンテンツ提供者の責任を規定する。インターネット上で著作権者が侵害を発見してISPに通知した場合、ISPが速やかに関連の内容を削除することや、ISPが削除を行わずに社会公共の利益を損なった場合に行政処罰の対象となること等を定めている。

⑨ 地理的表示商品保護規定（2005年7月15日施行）

これまで地理的表示を含む商標は商標法によって保護されてきたが、本規定は地理的表示を有する商品を保護する特別の規定である。地理的表

示を有する商品の定義、同商品の申請、審査、公告、異議申立等の手続き、商品の専用表示の使用、保護などを定めており、中国国外の地理的表示を有する商品についても登録、保護されることとしている。

⑩ 公衆の健康問題に関する特許実施の強制許諾に関する弁法（2006年1月1日施行）

2001年11月のドーハにおける第4回WTO閣僚会議において採択された「TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言」及び2003年8月のWTO一般理事会で採択された「決定」（第III部参照）の実施に関する。公衆衛生の危機的状況を国家緊急事態として強制実施権を発動することができること、医薬品の生産能力が不十分な国に対して強制実施権を用いて製造された医薬品を輸出することができること、などが規定されている。

⑪ 展示会における知的財産権保護弁法（2006年3月1日施行）

中国国内の展示会における特許、意匠、商標、著作権の保護を規定する。意匠権侵害に係る物品の展示について、販売をしていないと権利侵害にはならないことが明記されている。

政府調達協定

〔加盟に伴う約束〕

政府調達協定は全ての加盟国が受諾を義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数国間協定として、本協定への参加を選択する国だけを拘束するルールとされているため、参加しているのは先進国を中心とする少数国に止まっている。

中国はWTO加盟時に、政府調達協定に将来参加すること、当面はオブザーバとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保す

ること、外国から調達する場合は最惠国待遇を供与すること等を約束しているが、WTO加盟後、政府調達委員会のオブザーバ資格は得たものの、未だ政府調達協定への加盟申請は行っていない。

一方で、2004年以降、中国政府は財政部にて作業チームを組織し、政府調達協定の基本原則と内容を研究し、同協定の調印の中国政府調達制度及び社会経済への影響を分析し、対策措施を提案するなど、交渉の下準備を行っている。2005年7月、中国政府は第16回中米商業貿易合同委員会において、「GPA加盟について、米国を含めGPA加盟国と技術的な協議を行う」

旨約束するとともに、同年9月、中国財政部はWTO『政府調達協定』(GPA)研究チームを立ち上げ、GPA加盟についての検討を開始した。また、2005年11月、中国財政部およびEC委員会は北京で『中国・ヨーロッパ政府調達協力合意書』に調印し、政府調達対話メカニズムを構築することに合意した。これを受け2006年5月、中国・ヨーロッパ第1回政府調達対話が北京で開催され、双方は各自の政府調達の法律体系及び実施状況、政府調達の定義と範囲、供給者資格の管理、契約の成立、政府調達の電子化などの議題について協議を行った。会合後、商務部関係者は、「中国は、2007年12月末までに政府調達市場開放明細書を提出するとともに、WTO『政府調達協定』加盟に関する交渉を始めると予定」と公言。これは、2001年に中国政府がGPA加盟を約束して以来、初めて公の場で交渉の具体的なタイムテーブルに言及したものであり注目に値する。

[実施状況・問題点]

中国は将来の政府調達協定への参加に備え、2002年6月の第9期全国人民代表大会第28回会議において、「中華人民共和国政府調達法」を採択し、2003年1月1日から施行している。

同法は政府調達行為を規範化する基本法であり、適用範囲(調達機関、調達物品等)、調達方式(公開入札、競争入札等)、調達手続、苦情申立手続等多くの面について政府調達協定の内容に近い規定を設けているが、一部協定の規定との差異も存在している。

・調達対象

政府調達協定が、協定の適用対象となる機関によって行われる基準額以上の物品とサービスの調達について、原則的に内外差別を禁じていることに対し、中国の『政府調達法』は、3つの特定の状況(①調達す

る物品サービスが中国国内では調達できない、あるいは合理的な商業的条件では調達できない場合、②国外で使用するための調達、③その他の法律、法規が別途規定する場合)を除き、本国の製品、サービスを優先的に調達できるとしている。これは政府調達協定の内国民待遇原則と相容れないものであり、中国の協定加盟にあたって問題とされる可能性が高い。

・調達基準額

WTO『政府調達協定』では、各加盟国の「中央政府」、「地方政府」及び「その他公的機関」における調達基準額は、協定附属書においてそれぞれ特定され、同じ形態の機関間で一律に適用されている。しかし、中国においては統一的な調達限度額の規定は存在せず、「集中調達目録」と「政府調達限度額基準」が、中央予算による調達であれば国务院によって、地方予算の調達であれば省レベル政府またはその権限を委譲された機関によって定められている。例えば、経済発展の著しい北京市政府の2006年の調達限度額は、貨物類、サービス類と工事類の調達限度額が2005年の30万元(3.7万ドル相当)、10万元(1.2万ドル相当)、50万元から、それぞれ50万元、50万元と60万元へ、2006年には工事類が100万元に引き上げられる一方で、経済的に立ち遅れている地域の調達限度額は基本的に低い水準を維持する(例えば新疆・ウイグル自治区の場合、2007年の貨物類、サービス類と工事類の調達限度額は10万元、5万元、30万元)など、地域により調達基準額が異なる状況となっている。このような統一されていない調達基準額は、入札手続を煩雑にしている。

・入札方式

政府調達協定は、入札方法として、公開入札、選択入札（調達機関によって入札を招請された供給者のみ入札可能な方式）及び競争的交渉を原則とし、特定の場合に限り限定入札を認める旨規定している。近年中国政府は、政府調達にあたって主に公開入札制を採用しており、これによって政府調達における公開入札の割合が大きく上昇、2005年には66%と、2004年より6ポイント高まった。一方、中国の政府調達法では、上記4種類の入札方法の他に、複数見積もり等入札以外の方式を採用する余地が残されている。

・透明性の確保

政府調達協定は、調達手続きに関する透明性の確保を重視し、調達計画や落札、調達手続等にかかる情報提供について厳格かつ詳細に規定している。

一方、中国の政府調達法は、政府調達の情報は指定メディアで開示すべきとの抽

象的な定義だけにとどまっているものの、中国政府や各地方政府は、調達目録の公開、調達入札の公開と調達条件の公表等の規定を作成し、透明性確保の取り組みを進めている。具体的には、財政部が公布した『政府調達情報公告管理弁法』（2004年9月施行）は、国家秘密や、サプライヤーの商業秘密、および法律・法規が規定した秘密保守の政府調達情報を除き、中国の政府調達の各種情報は指定メディアで公開すべきとしている。

また、『中国財経報』（中国財政部主管の新聞）、『中国政府調達』（雑誌）、「中国政府調達ネット」は中国財政部が指定した政府調達情報開示のメディアとして、無料で政府調達の情報を公開している。情報公開面から見れば、政府調達に関する透明度は高まっており、中国政府調達ネットだけで公開された情報件数も、毎年大幅に増加している。

中国政府調達ネットによる情報公開の状況

項目	2004年	2005年	2006年 (12月12日まで)
情報総件数	18,174	34,683	61,887
入札公告件数	9,871	13,633	20,871
落札公告件数	4,385	11,686	21,993
落札公告件数／入札広告件数(%)	44	86	105

出所：調達公告の検索結果、中国政府調達ネット（2006年12月12日）。

中国の政府調達法における規定は、原則を定めたものであり、関連の実施細則の制定が必要とされている。その点に関して、財政部は『政府調達貨物とサービス入札参加管理方法』、『政府調達情報公告管理方法』、『政府調達供給者苦情訴え処理方法』の規定を公布し、2004年9月11日より施行した。さらに、財政部は『政府

調達非入札調達方式管理方法』、『政府調達供給者規則違反処罰管理方法』、『分散調達管理方法』、『政府調達協定供給管理方法』、『政府調達管理と執行操作職能暫定規定』と『政府調達行為規則』の案文を公表し、パブリックコメントを募集するとともに、関連部門と地方に対し意見を求めた。

コラム◆「～最近の中国の投資引締政策～」

○昨今の中国の外資政策（開放から選別へ）

中国は、2006年3月、「第11期5か年計画（2006年～2011年）」を発表した。同計画では、今後5年間の中国における経済・社会の発展方針を明記し、「格差縮小による小康社会（やや裕福であり、安定している社会）の建設」を大きな目標とし、投資と消費の不釣り合い、生産能力の過剰、エネルギー資源の消耗、環境汚染の拡大等を問題点として挙げ、「第10期5か年計画（2001年～2006年）」に掲げられたこれまでの成長優先、外資導入による対外開放政策から一線を画す内容となっている。

また、2007年3月5日から始まった、全人代（第10期全国人民代表大会第5回会議）の初日、温家宝総理が政府活動報告を行ったが、その内容も第11期5か年計画で打ち出された方針を踏襲したものとなっている。さらに、同会議で採択された企業所得税法においては、いくつかの外資優遇政策が撤廃されており、中国が内外企業の競争条件に関して優遇措置面でのイコールフッティングを図ることを重視していることが伺える。

なお、これまで中国は、第10期5か年計画の下、2001年12月にWTOに加盟するとともに、外商投資企業に対し、各種の外資優遇措置を実施、維持してきた。その主な内容は以下のとおりである。

・ 2免3減制度

10年以上の経営期間を有する生産型外商投資企業について、2年間企業所得税を免税し、その後3年間半減する制度。

・ 輸入設備免税、国産設備免税

外商投資産業投資指導目録の「奨励類」に属するプロジェクトに必要な輸入設備について、関税及び輸入段階増価税を免除する制度。また、国産設備についても増価税を還付する。

・ 再投資による企業所得税の還付

外国投資家が外商投資企業から分配された利益を、他の外商投資企業の設立又は既存の外商投資企業に再投資し、当該外商投資企業の経営期間が5年以上である場合には、再投資金額に相応する企業所得税が40%還付される制度。製品輸出企業又は先進技術企業の設立又は拡張のためであれば、100%還付とされている。

他方で、2004年頃から、税負担面での内外不平等、一部業種における外資独占状態の形成、外資から外国への利益移転といった現象が問題視され始めるとともに、中国の多額の貿易黒字についても海外から厳しく指摘されるにつれて、以下に記すような外資優遇措置の撤廃、新たな外資規制措置の制定・運用、外資引締・選別の動きが目立つようになってきた。

○外資優遇措置の撤廃

上述のとおり、2007年3月5日から始まった全人代において、これまで外資企業に優遇税率が適用されていた企業所得税を内外統一する企業所得税法が採択され、内資・外資企業に対して適用される税率が25%に統一された。また、輸出型外資企業に対する税の半減等、既存の優遇措置数件も廃止となった。

○外資選別措置等の導入

ハイテク産業の育成や、一部の生産能力過剰業種に対する投資の抑制のため、次のような政策・措置も採られ始めている。

・ 税制優遇対象の選別

上記、企業所得税法において、内資、外資を問わず、(1)ハイテク企業に対する15%の軽減税率の適用、(2)環境保護、エネルギー・水節約に係る投資を行う企業への税制優遇の適用、(3)農林水産

- 業、インフラ建設への投資に対する税制優遇の適用等が盛り込まれている。
- ・生産能力過剰業種に対する外国投資の参入規制
　国务院の2006年3月12日付、『生産能力の過剰業種の構造調整の推進を加速させることに関する通知』において、(1)鉄鋼、(2)電解炉、(3)自動車、(4)鉄合金、(5)コークス、(6)カーバイド、(7)銅製鍊が既に生産能力が過剰である業種として列挙され、(8)セメント、(9)電力、(10)石炭、(11)紡績が将来過剰となる可能性のある業種として挙げられている。これらの業種については、新規プロジェクトを厳格に管理・抑制し、審査認可の基準を引き上げることが規定されている。
 - ・自主技術、ブランドの保護・奨励
　直接の外資規制ではないが、中外合弁企業で自動車を製造する場合、中国側メーカーの名称

も含んだ当該企業の名称及び商標(中国語)を中国産の国内自動車に分かりやすく貼付することを義務づけ、事実上、自主品牌の保護を図る措置を探っている。この自主技術及び自主品牌の保護は、第11期5か年計画における具体的な目標の一つでもある

○今後の動向

外商投資企業に対する優遇措置の撤廃等については、以前から外国投資家の間で予期されていたことではあるが、その影響や、企業所得税法実施細則の制定等、今後の動向について注視が必要である。

また、外国企業の投資を行う際の予見可能性を確保するという観点から、日中韓投資協定の早期締結が強く期待される。

コラム◆中国のWTO加盟

(1) 加盟交渉の経緯

中国のWTO加盟は、1986年7月に中国が当時のGATTに「締約国としての地位の再開(resumption)」というかたちで加盟を正式に申請して以来(その後1995年12月に、GATT失効に伴い改めてWTOに加盟を申請した)、15年の歳月を経て、2001年11月のカタールでのWTO閣僚会議において承認され、同年12月11日をもって発効した。

この間、中国は、我が国、米国、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会(WP)での多国間交渉を断続的に行ってきました。まず二国間交渉は、日、米、EUを含め37カ国・地域が行った。我が国は、中国加盟交渉を活性化させるため、他の先進国に先駆けて、1997年9月には物品(モノ)の市場アクセスに関して、1999年7月には残されていたサービス分野に関して、交渉をまとめ、ここに日中二国間交渉が妥結した。また、加盟交渉の鍵であった

米中二国間交渉は、天安門事件(1989年6月)、在ペオグラード中国大使館誤爆事件(1999年5月)による交渉中断等紆余曲折があったものの、1999年11月に北京で行われた交渉で合意に至った。引き続いてEUも2000年5月に実質的合意に至った。二国間交渉は、2001年9月に合意したメキシコを最後に、すべて終了した。

他方、WPにおける多国間交渉も、1986年から1995年までのGATT時代に20回、さらに1996年から2001年9月までに18回のWP会合が開催され、2001年9月のWP会合において、WP報告書(加盟議定書案を含む)が採択された。

(注) 主な二国間交渉

① 日中交渉

我が国は、従来から中国の早期加盟を一貫して支持してきた。このため、市場アクセス改善のための二国間交渉も他国に先駆けて実施した。

1997年9月の橋本総理訪中時にモノ（関税、輸入制限措置、基準認証）の市場アクセスについての実質合意が行われた。また、流通、金融、電気通信、建設等サービス分野についても1999年7月の小渕総理訪中時までの集中的な交渉により、中国からの譲歩案の内容が我が国にとって商業的に意味のある内容と判断されたことから、実質的な合意に至り、二国間交渉の妥結を発表した。

② 米中交渉

米中交渉は、1999年11月、北京において、バシェフスキ USTR 代表、スパーリング大統領補佐官をヘッドとする米国交渉団と、石広生・対外貿易経済合作部長、龍永図副部長等の中国代表団が集中的な協議を行い、合意に至った。その間、朱鎔基首相が積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意思が働いたと伝えられている。

本交渉では、関税、サービス（金融、電気通信、流通、オーディオ・ビジュアル等）における市場アクセスの改善の他、中国からの輸入に対する対中特別セーフガード（加盟後12年間継続）、アンチ・ダンピング措置（中国の非市場経済体制に対する経過的措置を加盟後15年間継続）、繊維（中国の対米輸出割当枠は2005年までに廃止され、WTO 繊維協定と整合化する、2008年まで繊維特別セーフガード措置を設ける）などに関する事項についても合意された。

③ EU 中交渉

米中合意を受けて2000年3月、ラミー欧州委員が訪中して石広生・対外貿易経済合作部長との閣僚級協議及び朱鎔基首相との会談が行われたが、金融、電気通信の自由化等に関し、双方が主張を譲らず、合意には至らなかった。しかし2ヵ月後の5月に、再度、ラミー委員が訪中して閣僚級協議が行われ、金融、電気通信を含むサービス分野の規制緩和の前倒し実施や、関税引き下げ等の約束が得られ、実質的な合意に至った。

(2) 加盟関係文書について

一般にWTOへの加盟に際してとりまとめられる文書としては、議定書（プロトコール）とWP報告書があり、中国の加盟についてもこれらの文書が作成された。議定書には、中国の関税譲許表やサービス約束表等が付属書として添付されている。そして、議定書（WP報告書中、パラグラフ342に列挙されている中国の約束（コミットメント）の記述を含む。）は、「WTO設立協定の不可分の一部をなす」とされている（議定書「第一部総則1. 総論2.」参照）。したがって、議定書及びWP報告書中に示された中国側の約束について、中国は、これを履行すべきWTO協定上の法的義務を負っているということができる。

（注）加盟関係文書の原文は、WTOのサイトを通じて入手可能である（http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm）。そのポイントは以下の記述でも触れるが、概要をまとめた資料が経済産業省のサイトから入手可能である（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/acces-sion/index.html）。

（注）中国の市場経済国問題

中国の非市場経済国地位の問題は、制度的には、中国企業に対するAD及びCVD調査の議論である。AD調査の正常価額の算定に関し、1950年代からGATT上の非市場経済国条項は存在し、現行AD協定もこれを引用しているが、2001年12月の中国のWTO加盟に際しての加入議定書において、「生産者が、同種の产品を生産している産業において、当該产品的な製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはならない方法を用いることができる」とが規定された。

我が国も、中国のWTO加盟に伴い、2002年3月に不当廉売関税に関する政令を改正し、実際に

中国からの輸入品について AD 調査を行う際に、中国の生産者が輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があると明確に示すことができる場合には、中国の価格を用いることができるとした。

中国は当該議定書の規定により、AD 調査の対象となっている中国生産者が不利に扱われているとして、「市場経済国としての地位」を承認するよう、WTO 会合やバイ交渉において各国に働きかけを行っている。

(3) 中国による WTO 上の義務履行の確保

① 経過的レビュー・メカニズム

中国の WTO 加盟が実現したとは言え、中国が WTO 協定上の義務を履行するためには、膨大な数の国内法制の整備・改正、その透明かつ統一的な運用の徹底、人材の育成など、多くの課題に対処していく必要がある。

そこで、中国の加盟に当たっては、その WTO 上の義務履行の状況を審査(レビュー)する特別の制度が設けられることとなった(議定書「18. 経過的レビュー・メカニズム(以下: TRM)」)。2002 年 12 月の WTO 一般理事会においてに第 1 回目が実施され、以後 2003 年から 2006 年にかけて計 5 回の TRM が実施された。また、これ以前にも WTO 一般理事会の下部組織である各理事会・委員会(物品理事会、TRIPS 理事会、サービス理事会、国際收支委員会、市場アクセス委員会、農業委員会、SPS 委員会、TBT 委員会、補助金・相殺措置委員会、AD 委員会、関税評価委員会、原産地規則委員会、輸入ライセンシング委員会、TRIM 委員会、セーフガード委員会、金融委員会)において TRM が実施され、様々な問題点が指摘された。TRM は加盟後 8 年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後 10 年以内に最終審査が行われることとされている。

我が国も、これまで 5 回実施された TRM を積

極的に活用し、中国の WTO 上の義務履行に関し、各委員会等で問題点、疑問点等の指摘を行った。主な委員会での質問項目は以下のとおり。

TRM における日本の主要指摘事項

物品理事会

①完成車特徴認定制度、②コークスの輸出規制問題、③蛍石の輸出規制問題、④政府調達協定未加盟問題、⑤流通の約束の後退について質問・指摘。

TRIPS 理事会(知的財産関連)

エンフォースメントの強化として、積極的な刑事訴追の実施、制裁措置の強化、水際措置における権利者の負担軽減、地方保護主義の改善等を求めるとともにエンフォースメントに関するデータを求めた。また、周知商標保護に関する内外無差別での運用、商標審査・審判の迅速化等を求めるとともにライセンス規制に関する内国民待遇への懸念について要請。

市場アクセス委員会

①写真フィルム等の関税譲許問題、②完成車特徴認定制度、③中古衣料の輸入制限問題、④コークスの輸出規制問題、につき質問・指摘。

TBT 委員会

①CCC 制度運用、②電子情報製品の汚染予防管理弁法、③化学品の初回輸入登録制度、④有毒化学品輸出入規制、⑤無線 LAN 規格、につき質問・指摘。

サービス貿易理事会

①流通サービスに係る外商投資商業領域管理弁法の承認手続きの明確化・公表、②建設及び関連エンジニアリング・サービスについての現地法人設立要件、③流通サービスの加盟約束履行状況、等につき質問・指摘。

AD 委員会

ファクト・アベイラブル (FA) の適用や損害の認定等これまでの中国調査当局の AD 調査に関しで AD 協定に不整合と思われる点を指摘。

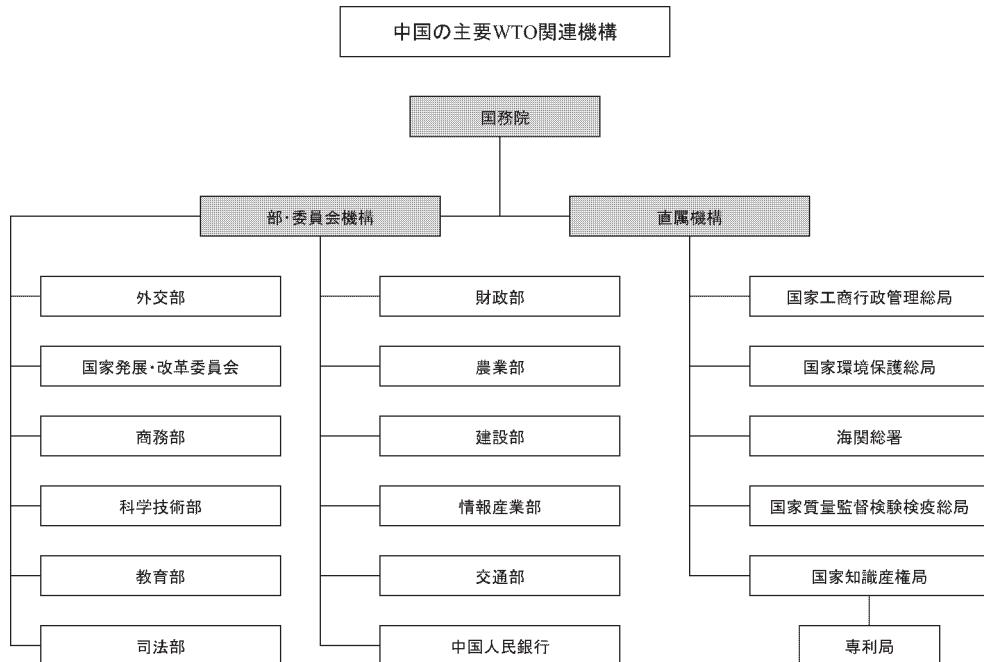
② 中国のWTO実施体制

中国国务院（行政府）組織内において、WTOに関連する省庁は商務部を始めとして多岐に渡る。主要なWTO協定関連機関は図の通りである。また、WTO各協定毎の所轄省庁は、次表の通りである（但し、役割分担あり）。

この中でも商務部は、WTO実施体制の中心的な役割を担っており、貿易、経済協力、外資の対中投資に関する政策・法律の制定と実施、対外経済政策の制定、二国間・多国間の経済交渉の実施、二国間・多国間の条約・協定の調印等を所轄し、職員数は約500名を擁する。WTO関連業務の窓口機関の役割を果たし、その管轄は、大半の協定に及ぶ。

2001年11月、旧対外貿易経済合作部（現商務

部）は国際貿易関係司に変え、世界貿易組織司（WTO司）並びに中国政府世貿組織通報諮詢局（通報・照会等担当）および進出口公平貿易局（AD、CVD、DS等担当）を新設した。WTO司のスタッフは、総勢50名程度である。中国政府は国内規則等の整備を実施中であるが、WTO司はその中で対外貿易政策面において、WTO協定に整合する国内関連政策の検討、立案、実施を担当している。加盟議定書上の義務履行のために、WTO照会所として世貿組織通報諮詢局が新設されたが、内外の政府・企業から寄せられる多数の質問に十分対応できていないとの指摘が成されており、今後の円滑な運用を期待する。



WTO 協定毎の主要な所轄省庁

WTO 協定・業務	部局名
WTO 加盟の管理	商務部
関税及び貿易に関する一般協定	商務部、海關総署
関税義務・譲許表の実施	財政部、商務部、海關総署
WTO 協定に基づく届け出	商務部及びその他の所轄政府機関
農業に関する協定	商務部、農業部、財政部
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)	国家質量監督検驗検疫総局 (AQSIQ)、海關総署
繊維及び繊維製品 (衣類を含む。) に関する協定	商務部
貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)	AQSIQ、その他の所轄政府機関
貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIMs)	商務部、国家発展・改革委員会、国家工商行政管理総局
アンチ・ダンピングに関する協定	国务院関税委員会、商務部
関税評価に関する協定	海關総署
船積み前検査に関する協定	AQSIQ、海關総署
原産地規則に関する協定	海關総署、AQSIQ
輸入許可手続に関する協定	商務部
補助金及び相殺措置に関する協定	商務部
緊急輸入制限措置に関する協定	商務部、国家発展・改革委員会
サービス貿易に関する一般協定 (GATS)	商務部、その他の所轄政府機関
金融サービスに関する GATS 議定書	商務部、中國人民銀行
基本電気通信に関する GATS 議定書	商務部、情報産業部
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	商務部、国家知識産權局、国家工商行政管理総局、海關総署、その他の所轄政府機関
紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU)	商務部、その他の所轄政府機関
政府調達に関する複数国間協定	財政部、商務部
その他の WTO 問題	商務部